

横浜市教育委員会
定例会会議録

- 1 日 時 平成27年8月5日（水）午後1時05分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 岡田教育長 西川委員 今田委員 間野委員 坂本委員 長島委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

平成 27 年 8 月 5 日（水）午後 1 時 00 分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項
- 3 請願等審査
受理番号 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35 教科書採択に関する要望書
- 4 審議案件
教委第 15 号議案 特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書、高等学校用教科書並びに中学校用教科書の採択について
- 5 その他

[開会時刻：午後1時05分]

～傍聴人入室～

岡田教育長

それでは、会議を始めます。

初めに、会議録の承認を行います。7月3日の会議録の署名者は坂本委員と西川委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正等を除きまして、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、7月17日の教育委員会臨時会と急施で開催いたしました7月31日の教育委員会臨時会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

齋藤教育次長

【一般報告】

1 市会関係

2 市教委関係

(1) 主な会議等

- 7/17 特別展「ヨコハマ3万年の交流展」内覧会
- 7/24 日産財団 第3回理科教育賞贈呈式
- 7/28、29 よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト
- 7/29 よこはま学校食育財団 平成27年度食育講演会
- 7/29 平成27年度 幼保小教育連携研修会
- 7/29 平成27年度 第1回横浜市・神奈川県警察合同防犯対策会議

(2) 報告事項

市教委関係ですが、主な会議等につきましては、7月17日、横浜市歴史博物館の特別展「ヨコハマ3万年の交流展」の内覧会がございまして、岡田教育長、西川委員、今田委員、坂本委員、長島委員の皆様に出席していただきました。この特別展につきましては、7月18日から9月23日の間で歴史博物館をメイン会場に8施設と連携して展示を行うことになっております。

続いて、7月24日、日産財団の第3回理科教育賞贈呈式がございました。これは日産財団における理科教育助成事業として多大な成果を上げた助成校に授与するもので、理科教育賞として市立の三ツ沢小学校、ポスターセッションに都田中学校が選出されております。

続いて、7月28日と29日、西公会堂で、よこはま子ども国際平和スピーチコンテストがございました。28日には小学生の部、29日には中学生の部が開催されまして、市長賞として選出された4名は11月にニューヨークの国連本部へ派遣され

ることになっております。

続いて、7月29日、よこはま学校食育財団の平成27年度食育講演会が磯子公会堂でございました。「横浜の給食の歩み～よこはまの給食とともに60年～」というテーマでパネルディスカッションが行われたほか、「我が家の食育」を演題として教育委員の長島委員から御講演いただきました。

続いて、7月29日、平成27年度幼保小教育連携研修会が関内ホールで行われまして、全体会には約900の方が参加されたということです。西川委員に御出席いただきました。講演会では、「子ども一人ひとりの育ちの連続性を支えるために」というテーマで、講師として乳幼児・児童・思春期精神科医の渡辺久子先生に御講演いただきました。

続いて、29日、同じ日ですが、平成27年度第1回横浜市・神奈川県警察合同防犯対策会議が神奈川県警察で行われまして、議題として神奈川県内及び横浜市内の犯罪情勢と防犯対策、子供を犯罪被害から守る取組、横浜市における防犯対策の取組などについて議論が行われました。

報告事項についてはそのほかには特にございません。以上で報告を終わります。

岡田教育長 報告が終了いたしました。御質問等がございますでしょうか。西川委員、お願いします。

西川委員 7月29日に、今お話がありましたとおり、幼保小の研修会があったのですが、そこで御講演をいただきました渡辺久子先生、すばらしい講演でした。幼保小だけではなく、中学、高校も広がったらいいなと感じました。

岡田教育長 ほかにございますでしょうか。

ほかに御質問・御意見等がなければ、議事日程に従い、請願等審査に移ります。7月6日から7月16日付で受け付け、各委員に配付しております受理番号25から35の要望書について、審査を行います。事務局から説明いたします。

古橋総務課長 総務課長の古橋でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、受理番号25番の要望書を御覧ください。こちらは、今年度の中学校教科書採択に関する要望書です。本日は、教育委員会審議対象の要望項目1、3、4について考え方を御説明させていただきます。なお、要望項目2、5の回答につきましては、教育長委任事務として対応させていただきたいと考えております。

それでは、考え方を申し上げます。市立学校で使用する教科書の採択については、文部科学大臣の検定を経た教科書の中から、関係法令や横浜市教科書採択の基本方針等に基づき、横浜市教育委員会の権限と責任において適正・公正に行ってまいります。なお、採択方法につきましては、規則に基づき、教育委員会において適宜決定いたします。

以上でございます。

岡田教育長 事務局からの説明が終了いたしました。御質問等がございますでしょうか。

特に御意見等がなければ、受理番号25から35の要望書については事務局の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

古橋総務課長 すみません。今は25だけです。

岡田教育長 失礼しました。

古橋総務課長 続きまして26、27、28、31、32の要望書を御覧ください。こちらも今年度の教科書採択に関する要望書でございます。
考え方を申し上げます。市立学校で使用する教科書の採択については、文部科学大臣の検定を経た教科書の中から、関係法令や横浜市教科書採択の基本方針等に基づき、横浜市教育委員会の権限と責任において適正・公正に行ってまいります。
以上です。

岡田教育長 事務局からの説明が終了いたしました。御質問等がございますでしょうか。

古橋総務課長 続きまして、受理番号29、30、33の要望書を御覧ください。こちら、今年度の中学校教科書採択に関する要望書です。
考え方を申し上げます。市立学校で使用する教科書の採択については、文部科学大臣の検定を経た教科書の中から、関係法令や横浜市教科書採択の基本方針等に基づき、横浜市教科書取扱審議会の答申を尊重しつつ、横浜市教育委員会の権限と責任において適正・公正に行ってまいります。
以上でございます。

岡田教育長 それでは、説明に対しまして。

古橋総務課長 申し訳ございません。もう一つ。

岡田教育長 はい。

古橋総務課長 続きまして、受理番号34、35の要望書を御覧ください。こちら、今年度の教科書採択に関する要望書でございます。
考え方を申し上げます。市立学校で使用する教科書の採択については、関係法令や文部科学省の通知、横浜市教科書採択の基本方針等に基づき、横浜市教育委員会の権限と責任において適正・公正に行ってまいります。
以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

岡田教育長 事務局からの説明に対しまして、御質問等がございますでしょうか。
よろしいですか。それでは、特に御質問がなければ、先ほど受理番号25については了承いただきました。26から35の要望書については事務局の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

岡田教育長 それでは承認させていただきます。回答文につきましては、承認いただいた考え方に沿って、回答させていただきます。
以上で請願等審査を終了いたします。
次に、議事日程に従い、審議案件に移ります。

教委第15号議案「特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書、高等学校用教科書並びに中学校用教科書の採択について」の審議に移ります。

まず、今回採択する教科書の校種やこれまでの経過等について所管課から説明いたします。

長谷川指導部長

指導部長の長谷川でございます。まず私から採択に関わる全体的な説明をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

お手元のファイルのインデックス1をお開けください。教委第15号議案「特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書、高等学校用教科書並びに中学校用教科書の採択について」御説明いたします。

1枚おめくりいただきまして、裏面の議案の2ページを御覧ください。これは、平成28年度に横浜市立の特別支援学校及び小・中学校個別支援学級、高等学校、南高等学校で使用する教科書、並びに平成28年度から31年度に中学校、南高等学校附属中学校で使用する教科書を採択することについて、提案するものでございます。

右側の議案3ページを御覧ください。採択いたします教科書は、(1)特別支援学校及び小・中学校個別支援学級において平成28年度に使用する教科書、(2)高等学校及び中高一貫教育校である南高等学校において平成28年度に使用する教科書、(3)中学校及び中高一貫教育校である南高等学校附属中学校において平成28年度から平成31年度まで使用する教科書でございます。

なお、中学校及び南高等学校附属中学校で使用する教科書は、同一のものとすることを、5月1日の教育委員会で確認しております。

また、中高一貫教育校である南高等学校の教科書につきましては、南高等学校附属中学校において南高等学校の学習内容を一部移行して実施する際に使用する教科書も含まれます。

1枚おめくりいただきまして、資料1の5ページから8ページまでが、5月1日の教育委員会で策定いたしました「平成27年度横浜市教科書採択の基本方針」でございます。

9ページ、10ページは、教科書取扱審議会に教科書の調査・審議を諮問するに当たり示しました「具体的な調査項目」でございます。採択の観点ごとに具体的な調査項目を示してございます。

さらにページをおめくりいただき、11ページ、12ページには資料2として、「平成27年度教科書採択手順」、そして13ページ、14ページには資料3として、「横浜市教科書取扱審議会条例」を添付してございます。

ここまでの資料は、本日、傍聴されている方々にもお配りさせていただいております。

ファイルのインデックス2から5番までは、教科書取扱審議会から教育委員会に提出された答申でございます。答申につきましては、採択終了まで非公開となっております。

次に、答申に至るまでの教科書取扱審議会及びその後の経過について御説明いたします。

インデックスの1にお戻りいただき、「議案」資料の5ページを御覧ください。教育委員会では採択に当たり、「平成27年度横浜市教科書採択の基本方針」を決定いたしました。

「基本方針」を1枚おめくりいただき、右側7ページにございます「4 採択の流れ」を御覧ください。(1)に示しましたとおり、教育委員会は、「横浜市教科書取扱審議会条例」に基づいて審議会を設置し、「教科書採択の基本方針」

を踏まえ、別途定める具体的な調査項目に基づいて、調査・審議を行うよう、平成27年5月15日に「教科書取扱審議会」に諮問をいたしました。この別途定める具体的な調査項目につきましては、ページをおめくりいただき、先ほど御説明いたしました9ページ、10ページに示したものでございます。

続きまして、教科書取扱審議会の審議経過について御報告いたします。

「議案」資料の11ページ、資料2「教科書採択手順」をお開けください。こちらには、高等学校と特別支援学校及び小・中学校個別支援学級で使用する教科書の採択手順について示してございます。

審議会は、図の中の②にございますように、教育委員会の諮問を受け、図の右側の四角い波線の中に示しましたとおり、5月15日、7月3日、7月10日、7月17日の計4回開催いたしました。この間、審議会では、専門かつ綿密な調査研究を行うため、図の③、④にございますように、審議会が教科書調査員を推薦し、教育委員会から任命された調査員の教員等が、左側の⑤、⑦にございますように、審議会から教科書の調査の依頼を受け、調査結果を「教科書調査員報告書」としてまとめ、審議会に報告いたしました。

また、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級、高等学校及び南高等学校につきましては、児童生徒一人ひとりの学習実態や学校ごとの教科・科目の開設状況が異なることから、図の右側の⑤、⑦にございますように、審議会が各学校長に教科書の意見報告の依頼をし、その検討結果を「教科用図書意見報告書」としてまとめ、審議会に報告いたしました。

次に、1枚おめくりいただき、裏面、12ページ「中学校の採択手順」を御覧ください。中学校の教科書につきましても、図の③、④にございますように、審議会でも専門かつ綿密な調査研究を行うため、任命されました教科書調査員が、同様に⑤、⑦にありますように、「教科書調査員報告書」を作成し、審議会に提出いたしました。

併せて、審議する上で、市立中学校生徒の学習実態を把握するため、審議会から教育委員会事務局に、生徒の学習実態に関する意見の提出を求めました。指導主事が学校訪問や横浜市学力・学習状況調査等の分析を通して、教科ごとに総合的に調査を行い、ファイルのインデックス6にお示ししましたように、教科ごとに「市立中学校の生徒の学習実態」を作成いたしました。

最後になりますが、審議会では、これらの資料や「教科書見本本」、文部科学省が公開している「教科書編修趣意書」等の資料に基づき、4回の審議会で慎重に研究・協議を行ってまいりました。そして、審議会で決定されました答申が、7月21日に教育長に手交され、教育委員会に提出されました。

なお、答申文につきましては、ファイルのインデックス2に入っておりますので、御覧いただければと思います。

それ以降、本日まで、各教育委員におかれましては、答申等の資料や「教科書見本本」に基づきまして、教科書研究を進めてきていただいているところでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

岡田教育長

それでは、ただいまの説明について、御質問等がございましたらお願いいたします。

特に御質問等がなければ、順次審議を進めてまいります。

まず、審議の順番ですが、初めに「特別支援学校及び小・中学校個別支援学級において使用する教科書」、次に「高等学校及び南高等学校において使用する教科書」、続いて「中学校及び南高等学校附属中学校において使用する教科書」の

順番で、それぞれ答申内容の説明を聞いた後、意見交換を行い、採決を行いたいと思います。

それでは、「特別支援学校及び小・中学校個別支援学級において平成28年度に使用する教科書」の審議に入ります。答申の内容について、説明をお願いします。

長谷川指導部長

では、審議会答申につきまして、指導主事室長から御説明申し上げます。

直井指導主事室長

指導主事室長の直井でございます。よろしくお願いいたします。

それではまず、「特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書 答申」について御説明させていただきます。

インデックス3番「平成28年度使用 特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書 答申」を御覧いただきたいと思います。

表紙を1枚おめくりいただきますと「答申する教科書」と「答申理由」が記載されております。「答申する教科書」は、「別紙一覧のとおり」となっております。別紙一覧は、そのページから1枚おめくりいただいたところから記載してあります。

前のページにお戻りいただけますでしょうか。答申理由を読み上げさせていただきます。

本市の各特別支援学校及び個別支援学級設置小学校・中学校では、児童生徒の障害の状態が異なっているため、「平成27年度横浜市教科書採択の基本方針」に基づき、各学校の教育課程や年間指導計画、児童生徒一人ひとりの「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に即して最も適切である教科書について、各学校長に対して意見の報告を求めた。本審議会では、この各学校長より提出された「教科用図書意見報告書」を尊重しつつ、その内容を「教科書調査員報告書」と併せて、慎重に審議した。その結果、各特別支援学校及び個別支援学級設置小学校・中学校が、その教育課程のもとで、児童生徒の障害の状態、学習状況、興味・関心等を踏まえ、かつ、各児童生徒の「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に沿って、教科等の目標の実現を図ることができる教科書として、別紙一覧に掲げた教科書が適切と認められたため、答申するものである。以上でございます。

1枚めくっていただきますと、答申する教科書が一覧となっており、1ページの「Ⅰ 特別支援学校（視覚障害）」の「1 小学部」から、検定済教科書、1枚めくっていただき、文部科学省著作教科書、一般図書、拡大教科書・点字教科書について、発行者番号、発行者略称、教科書の記号・番号、書名等が記載されています。以下4ページから「2 中学部」、7ページから「3 高等部」と記載してあります。

続きまして、14ページを御覧ください。「Ⅱ 特別支援学校（聴覚障害）」について、「小学部」から、順に「中学部」「高等部」と続きます。さらに18ページにお移りいただきますと、「Ⅲ 特別支援学校（知的障害）」、22ページに「Ⅳ 特別支援学校（肢体不自由）」、続きまして25ページに「Ⅴ 特別支援学校（病弱）」と、障害の種別ごとに記載してあります。27ページにお移りいただきますと、「Ⅵ 個別支援学級」の記載がございます。27ページに「知的障害」、28ページに「自閉症・情緒障害」、29ページに「弱視」の順に記載してあります。

29ページの次に「一般図書一覧」とあり、1枚おめくりいただきますと、教育

委員会事務局が作成し、各学校に示した「教科用図書選定参考一覧」に記載のある、図書の発行者名や書名等が数ページにわたり439種類記載してあります。さらに13ページから15ページの3ページにわたり、「教科用図書選定参考一覧」に記載のない図書が78種類記載してあります。この一覧では、合わせて517種類の一般図書が挙げられております。

「特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書 答申」につきましては、以上でございます。

岡田教育長 説明が終了いたしました。御意見等ございますでしょうか。

西川委員 特別支援学校や個別支援学級は、個々の生徒に合わせた教科書を選定するというところでございますが、小学1年生及び中学1年生の児童生徒の様子、実態が分からない中でどのような形で選定しているのでしょうか。教えていただきたいと思っております。

直井指導主事室長 指導主事室長の直井でございます。お答えをさせていただきます。
中学校、中学部も含めてでございますが、中学校の1年生につきましては、学区の小学校や小学部と丁寧に引き継ぎを行い、実態を考慮した上で教科書を選定してございます。また、小学校、小学部に新たに入る1年生につきましては、例年の傾向とあわせまして、就学相談等の内容を踏まえて選定しています。

岡田教育長 よろしいでしょうか。西川委員。

西川委員 ありがとうございます。もう一つお願いしたいと思っております。実は先日、盲特別支援学校を訪問いたしまして、気になったことがありましたので、お尋ねしたいと思っております。盲特別支援学校の検定済教科書は、横浜市が採択したものと一部違うものがあるように思うのですが、それはどうしてでしょうか。

直井指導主事室長 引き続き直井でございます。お答えさせていただきます。
文部科学省著作教科書、視覚障害者用の点字版ということでございますが、文部科学省が各教科、具体的には国語、算数、数学、理科、社会、英語の5教科につきまして、原典となる検定済教科書を1発行者に定めているということがございます。そういう理由から、横浜市が採択したものと違う場合があるということでございます。

西川委員 ありがとうございます。

岡田教育長 ほかに御意見はございますか。

長島委員 各学校から意見報告が提出された中で、一般図書で答申に入らなかったものはありましたか。

直井指導主事室長 指導主事室長の直井でございます。
今回、学校から提出されたものにつきましては、全て答申に入っております。選定参考一覧に掲載されていない一般図書の意見報告は、今回80冊程度入っております。選定参考一覧が初めて導入されたときにつきましては、選定参考一覧に掲載されていない一般図書の意見報告が700から800冊ほどございました。

しかし、選定参考一覧が定着していきまして、その中からほとんど選ばれているということから、各科目・各種目の教育課程に合ったものが選ばれているのではないかと考えてございます。以上でございます。

岡田教育長

そのほか、何かございますでしょうか。

では、教育長の岡田から1点だけ質問させていただきます。選定図書一覧に記載のない図書は単価に非常に差がありますがけれども、費用対効果の視点からはどうなっているのか、また図書の中身はどう吟味されているのか、伺います。

直井指導主事
室長

指導主事室長の直井でございます。

一般図書の単価につきましては、文部科学省が作成した一般図書一覧に記載のある図書はおおむね3,000円以下になっています。選定参考一覧を作成してから、高価な図書を選定する学校も減りました。また、比較的高価な図書につきましても、単価と中身を吟味した上で選定しております。

なお、選定参考一覧に記載のない図書については、学校長から提出される意見報告書の提出様式に、その本の内容や児童生徒の実態、教科のねらい等を詳しく記載させており、それらを参考にさせていただいています。

岡田教育長

ほかにはよろしいでしょうか。

ほかにも御意見等がなければ、これによりまして採決を行いたいと思っておりますがいかがでしょうか。はい、長島委員。

長島委員

各学校の意見を十分に聞き取り、特別支援学校や個別支援学級に在籍する子供の一人ひとりの実態に合わせた教科書が適正に選ばれている答申になっていると思いますので、答申されたとおりの採択して構わないと思います。

岡田教育長

ただいま、長島委員から「答申された一覧のとおり採択してはどうか」という御意見がございました。答申された一覧のとおり採択ということでよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、「特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書」については、答申された一覧のとおり採択します。

次に、「高等学校及び中高一貫教育校である南高等学校において平成28年度に使用する教科書」の審議に入ります。答申の内容について、説明をお願いいたします。

直井指導主事
室長

指導主事室長の直井でございます。

では、「高等学校用教科書 答申」について御説明させていただきます。

インデックス4番「平成28年度使用 高等学校用教科書 答申」を御覧ください。

高等学校で使用する教科書は、文部科学省の「高等学校用 教科書目録（平成28年度使用）」に記載された教科書の中から、各学校の開設科目に合わせた教科書を採択します。

表紙をおめくりいただきますと「答申する教科書」と「答申理由」が記載されております。「答申する教科書」は、「別紙一覧のとおり」となっております。

別紙一覧は、その次のページから、学校ごとに記載しております。

それでは、前のページにお戻りください。答申理由を読み上げさせていただきます。

答申理由。本市の各高等学校は、平成26年12月に策定された「第2期横浜市教育振興基本計画」に基づき、特色ある学校づくりに取り組んでいる。高等学校では、教育理念や学校の特色、生徒の実態により履修科目が異なるため、学校の実情を踏まえた教科書を選定する必要がある。そこで「平成27年度横浜市教科書採択の基本方針」に基づき、各校にとって最も適切である教科書について、一般図書（高等学校用）も含めて、各学校長に対して意見の報告を求めた。横浜市教科書取扱審議会では、各学校長より提出された「教科用図書意見報告書」を尊重しつつ、その内容を、教科書目録に登載されている教科書について調査・研究した「調査員報告書」と併せて慎重に審議した。その結果、教育理念、学校の特色、生徒の実態や重視する取組等を踏まえ、かつ、各校の各教科・科目の目標の実現を図ることができる教科書として適当であると認められたため、別紙一覧のとおり、平成28年度に使用する教科書として答申するものである。なお、一部の科目の教科書については、南高等学校附属中学校において南高等学校の学習内容を一部移行して実施するに当たり、使用する教科書として適当であると認められたため答申するものである。

次のページから、答申する教科書が学校ごとに一覧となっておりますので、御覧ください。1ページは「金沢高等学校」の一覧です。左側から教科名、科目名、発行者の番号・略称、教科書の記号・番号、書名、生徒の学年（年次）、必修・選択の別が記載してあります。1行目は、1年で履修する必修科目「国語総合」の教科書です。審議会では、各学校が提出した選定理由と教科書調査員の報告にある教科書の特徴を検討し、選定は適切であると判断されました。ほかの教科・科目についても同様に検討し、学校ごとに一覧としてまとめております。

9ページを御覧ください。こちらは、「横浜商業高等学校 スポーツマネジメント科」の一覧です。ページ下の一覧表には、一般図書を記載しております。高等学校においては、特に専門的な内容を学習するために、教科書目録に掲載のないものを一般図書として使用することができることになっています。左側から教科名、科目名、発行者、書名、生徒の学年（年次）、必修・選択の別の項目がございます。2行目（No. 2）でございますが、必修科目「スポーツ科学Ⅰ」の授業で使用する教科用図書として、大修館書店の「基礎から学ぶスポーツ概論」を記載しております。この図書は、1年生から3年生まで使用します。

その他、横浜商業高校商業科・国際学科、みなと総合高校、横浜総合高校で使う一般図書を一覧にしております。

次に、南高等学校附属中学校において、南高等学校の学習内容を一部移行して実施するために使用する教科書について御説明いたします。

19ページを御覧いただけますでしょうか。こちらは、「南高等学校」の一覧でございます。南高等学校用教科書として使用するもののうち、No. 1の国語総合、No. 14の数学Ⅰ、No. 19の数学A、No. 34のコミュニケーション英語Ⅰの4つについては、附属中学校の3年生において、南高等学校の学習内容を一部移行して実施する科目でございます。この4教科の教科書については、来年度の附属中学校3年生が、有償にて購入し、そのまま高校1年生で継続して使用することとなります。

高等学校用教科書の答申につきましては、以上でございます。

間野委員	来年から始まる18歳選挙権が6月に決定しましたが、学校から提出された意見報告書では、教科書はどのような表記になっていましたでしょうか。
直井指導主事 室長	指導主事室長の直井でございます。 意見報告書が出された段階の、現在の教科書ということでございますけれども、平成28年度使用教科書目録に掲載されている公民教科書の記号・番号と同じ教科書を見てみますと、多くの教科書が「18歳選挙権について論議されている」という記述になってございます。以上でございます。
間野委員	間野です。それでは、選挙権年齢の引き下げについて、教科書の変更や書き換えなどといったことは今後予定されているのでしょうか。
直井指導主事 室長	指導主事室長の直井でございます。 これにつきましては、各方面に確認をとって見たのですけれども、教科書の修正につきましては、教科書会社から文部科学省に申請を行うことで可能なものですので、来春の供給時には変えられるものと思われます。 なお、文部科学省より今回の改正を踏まえて、今後昭和44年10月31日付初等中等教育局長通達「高等学校における政治的教養と政治的活動について」の見直しを図るとともに、総務省との連携によって、高等学校等の生徒向けの政治や選挙等に関する補助教材及び同補助教材の活用について、教師向けの指導資料を作成し、全ての高等学校等に配付することを予定しているとの連絡を受けております。以上でございます。
岡田教育長	ほかにはいかがでしょうか。
西川委員	確認なのですが、よろしいでしょうか。学校長から提出された意見報告書の中で、答申に入らなかったような教科書はありますか。
直井指導主事 室長	指導主事室長の直井でございます。 今回全て見た中で、答申の中に入らなかった教科書はございません。
西川委員	ありがとうございます。もう一つよろしいですか。
岡田教育長	どうぞ。西川委員。
西川委員	平成28年度に、戸塚高等学校普通科音楽コースと横浜商業高等学校スポーツマネジメント科の生徒が3年生まで揃います。その3年生では、先ほど少し見たのですが、それぞれのコース、学科ならではの教科書やテキストが使われる予定はございますか。
直井指導主事 室長	学校ならではの特色というようなことでよろしいでしょうか。
西川委員	はい。

直井指導主事 室長	それにつきましては、戸塚高校音楽コースにつきましては、3年次での音楽コースならではの科目として、音楽指導法でありますとか、ソルフェージュ、アンサンブル、作曲、音楽史などという科目が設定されております。これらの科目につきましては、教科書目録に掲載された教科書がございませんので、一般図書や自主作成、学校ごとに作った教材、また楽譜などを使用して学習する予定でございます。例えば、ソルフェージュでは、コールユーブンゲン、コンコーネ、楽典を教材とすると学校のほうから聞いております。 また、横浜商業高校スポーツマネジメント科につきましては、先ほども少しお話をさせていただきましたが、3年生では「スポーツ科学Ⅲ」、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲということで、科目が設定されています。先ほど御説明させていただきましたように、一般図書の「基礎から学ぶスポーツ概論」というものを1年生、2年生、また続けて3年生というふうに、一般図書を教科書として採用したものを3年間使用すると学校からの報告を受けています。
西川委員	ありがとうございました。
岡田教育長	ほかに。
今田委員	1つ伺っていいですか。
岡田教育長	では、今田委員。
今田委員	サイエンスフロンティア高等学校ですけれども、学校の持つ性格のようなものでいくと、理数科専門ということになってはいますが、今回の選定の中で、なんらかの特性は感じられますか。
＜西村高校教育課長、説明者席へ移動＞	
今田委員	事前に言っておけばよかったですか。すみません。
岡田教育長	それでは、西村課長。
西村高校教育 課長	失礼します。高校教育課長の西村でございます。 教科書そのものに理数科というところで特色があるかというところ、それほど、ほかの普通科高校と大差ないところもございしますが、授業内容などで、また先ほどもスポーツマネジメント科、それから音楽コースでありましたとおり、自主教材などで特色のある授業を進めているところでございます。以上でございます。
今田委員	ありがとうございました。
岡田教育長	そのほか、よろしいでしょうか。 それでは、私、岡田から1点です。南高等学校ですけれども、附属中から進学しました生徒が来年度2年生に進級します。2年生の学習で使用する教科書で、特に配慮した点、あるいは特徴的なものはありますでしょうか。
西村高校教育 課長	高校教育課長の西村でございます。 ただいまの御質問でございますが、附属中から進学した生徒は、先ほど直井指

導主事室長からもありましたが、国数英につきましては、中学校から先取りで行っています。2年生に上がりまして、特に、数学において、通常であれば3年生で数Ⅲに進めるところを2年生から行うため、数学Ⅲの教科書は2年次のときから使うということになっております。以上でございます。

岡田教育長

ありがとうございます。
ほかに御意見はございますでしょうか。
ほかに御意見等がなければ、これより採決を行いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

西川委員

非常に多くの数の教科書となっておりますけれども、各高校が自校の教育理念、そして学校の特色、そして生徒の実態、または開設予定科目等々を十分検討した上で学校としての意見を提出し、審議会で諮られて承認されたものですので、答申された一覧のとおり採決するというところで、いかがでしょうか。

岡田教育長

ただいま、西川委員から「答申された一覧のとおり採択してはどうか」という御意見がありました。答申された一覧のとおり採択ということでよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは「高等学校及び中高一貫教育校である南高等学校において平成28年度に使用する教科書」につきましては、答申された一覧のとおり採択します。
次に、「中学校用教科書」の審議に入ります。
冒頭、所管課から説明がありましたが、中学校及び南高等学校附属中学校で使用する教科書は同一のものとするところから、審議及び採決も合わせて行うことといたします。
では、今回採択する教科について、所管課から説明をお願いいたします。

直井指導主事
室長

指導主事室長の直井でございます。それでは、中学校用教科書の概要について御説明させていただきます。
中学校で使用する教科書は、文部科学省の「中学校用教科書目録（平成28年度使用）」に記載された教科書の中から、教科・種目ごとに1つの発行者の教科書を採択します。国語、書写、社会の地理的分野、歴史的分野、公民的分野、地図、数学、理科、音楽の一般、器楽合奏、美術、保健体育、技術家庭の技術分野、家庭分野、英語。以上、9教科15種目でございます。横浜市は1採択地区となっておりますので、種目ごとに1つの発行者の教科書を、教育委員会にて採択することとなります。
次に、「中学校用教科書 答申」の様式について御説明させていただきます。インデックス5番「平成28年度～31年度使用 中学校教科書 答申」を御覧ください。全教科共通の表し方になっておりますので、国語を例に挙げさせていただきます。国語のインデックスをお開きください。
最初に「全体的特徴」です。これは各教科とも文部科学省の「教科書目録」に示されたそれぞれの教科書について、「教科書調査員報告書」に基づき、調査・研究した結果をまとめたものです。
1枚おめくりいただきますと、観点1から観点3までの調査項目ごとに教科書を調査・研究した内容と「横浜市立中学校生徒の学習実態」を踏まえて判断した

結果、より適切と考えられる発行者が記載してあります。観点1から観点3の内容は、先ほど御説明させていただきましたインデックス1、議案の9ページにあります、「具体的な調査項目」と同じでございます。

なお、「調査項目」の「観点2(8) 運動に親しみ、健康な体をつくる子ども」の育成を図るために、よりふさわしい特色となっている点」につきましては、調査に該当する一部の種目について記載しております。

以上でございます。

岡田教育長

今までの説明で何か御質問がありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、各教科の教科書について、順次、答申の説明を受けた後に、意見交換を行います。採決は全ての教科の審議終了後に、一括して行いたいと思います。

まず、「国語」から説明をいたします。お願いします。

直井指導主事
室長

指導主事室長の直井でございます。

それでは、国語から説明をさせていただきます。インデックス5、国語の答申1ページにお戻りください。国語は、文部科学省の教科書検定を通った東京書籍、学校図書、三省堂、教育出版、光村図書出版の5者です。

最初に、国語に関する市立中学校の生徒の学習実態を御説明します。「基礎的・基本的な知識についてはおおむね理解していること。資料から適切な情報を得て伝えたい事実や事柄が明確に伝わるように書く力に課題があること。」また、育成を図りたい点として、「読書活動を通して目的に応じた本を自ら選び、必要な情報を的確に取り出し表現することや、複数の本や文章を比べたり評価したりしながら、自分の考えや意見をより確かに表現すること」が挙げられています。

それでは、教科の特色に沿った視点で調査研究をした結果を御説明いたします。2ページを御覧ください。観点1の(1)にあります、「教育基本法における教育の目標を実現するのによりふさわしい特色となっている点」をもとに、教育基本法の目標の実現という視点から分析して、全発行者が適切であると判断し、答申されております。

以下、同じような考え方で中学校用教科書の分析を行っております。観点1の(2)及び(3)、(4)では全発行者が、観点2の(1)及び(2)では全発行者が、また観点2の(3)では東京書籍、学校図書、三省堂、光村図書出版が、続いて観点2の(4)及び(5)では東京書籍、三省堂、教育出版、光村図書出版が、続いて観点2の(6)及び(7)、(8)では全発行者が、最後に観点3では全発行者が適切であると答申されています。

以上が国語の答申でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

岡田教育長

所管課から国語の説明が終わりました。各委員からの御意見がございましたらお願いいたします。

西川委員

先ほど学習実態等のお話でしたが、全ての教科のもとになるのが国語力ではないかと私は思います。ですので、どの教科も大事なのですけれども、国語はそういう意味で大事かと考えております。したがって、学習のねらいとか、それから学習課程を明確に示し、そして生徒が主体的に、自主的に取り組めるような工夫がされているものがないのではないかと感じました。

また、各社の国語の見本本を読ませていただいたのですが、本当に様々、いろ

いゝな教材を入れてございます。特に顕著に私が気になったところは、ほかの教科、例えば美術科の作品をうまく取り入れたりとか、子供の興味・関心を引くようなもの、そういうところも面白いことをやっていると感じました。

それから、中には本当に言葉を大切に扱っている教科書もあって、これにつきましても言葉を大切にすることが今とても大事な時代になっているかと思ひますので、是非それを大切に、豊かな言語活動を養うことができ、そして自分で考へて、そしていろいろなことを想像しながら、そういった力を付けるような工夫がされている教科書が良いかと思ひました。

また、今人間関係の育成が大変難しい時代に入っているのですけれども、国語の教科を通して、お互いの立場を尊重して考へる、尊重しながら、意見を聞きながら自分の考へを自分の言葉で伝えられるような力を育むことが大切ではないかと思ひますので、そのようなことができるような内容が工夫されているものが良いかと思ひました。

また、もう一つは、我が国の伝統文化についても大変大切なことではないかと思ひております。どの教科書も古典作品をととても大事に扱って来ております。これは小学校からも扱っているのですが、その小学校から中学1年生のところまで非常にうまくつなげるとか。それから、最後の資料のページ、工夫ですとか、さらには高等学校へ向けての、次のステージに向けてのつながりをうまく図っている教科書もあったように思ひます。なかなか難しいと思ひますが、生徒が興味・関心を持って古典に取組めるような内容になっているものがいいと感じました。

岡田教育長

ほかに。はい、長島委員。

長島委員

読書指導について、学習指導要領に「自分の読書生活を振り返り、日常的な読書をより豊かにすること」や「図書・資料の検索に図書館や情報機器を効果的に利用する」とあります。第2期横浜市教育振興基本計画にもあるように、30年度までには小中特別支援学校に司書の全校配置を予定しています。その中で、特に中学校においては、司書の配置により、教科を越えて図書館が活発に利用されていると伺っています。読書経験による知識の習得や生き方への参考になるよう、読書の世界が広がるような工夫がされている教科書、学んだ単元に関連づけ、興味・関心につながり、自ら選ぶ力がつくような教科書が選ばれるといいと考えております。

岡田教育長

ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

ほかに御意見等がなければ、次に、「書写」の説明をお願いします。

直井指導主事
室長

指導主事室長の直井でございます。

続きまして、書写について御説明をさせていただきます。書写のインデックスがついております、その1ページを御覧いただけますでしょうか。書写につきましては、東京書籍、学校図書、三省堂、教育出版、光村図書出版の5者です。

書写に関する生徒の学習実態としては、「言語活動の経験や身につけた能力を進んで他教科や実生活で活用していくことに課題があること。また、日常生活に必要な書写を系統的に継続して指導する必要がある」と報告されています。

2ページを御覧ください。観点1の(1)及び(2)、(3)では全発行者が、観点1の(4)では東京書籍、三省堂、教育出版、光村図書出版が、観点2の(1)では東京書籍、三省堂、教育出版、光村図書出版が、また観点2の

(2) 及び (3) では全発行者が、観点2の(4) 及び(5)、(6) では東京書籍、三省堂、教育出版、光村図書出版が、続いて観点2の(7) では東京書籍、三省堂、教育出版が、最後に観点3では全発行者が適切であると答申されています。

以上が書写の答申でございます。よろしくお願いいたします。

岡田教育長

所管課からの説明が終わりました。各委員からの御意見等がございましたらお願いいたします。

西川委員

書写につきましては、小学校から学んでいますね。その部分で、我が国の伝統的な文字文化とか、これからの社会に役立つような文字文化に関する認識とか、それから、それに親しむ態度を育成するというのが教科目標にあらうかと思えます。そういう意味も含めまして、文字を正しく、そして美しく整えて書くこと、それから日常生活でも社会生活でも、とてもそのことについては大切なことかと思えます。その基本となるのが書写の授業ではないかと考えております。

例えば、毛筆で、今は年賀状もいろいろ変わったかもしれませんが、年賀状だとか、祝儀袋だとか、今でも様々な場面で使用されていることが多いのではないかと感じます。場面においては楷書を使うとか、それから行書がふさわしいのかとか、個人で判断する力も必要かと考えます。実際の生活に生かす視点で明確に示されている教科書が良いと感じました。

また、先ほどもお話申し上げましたが、伝統文化の文字文化、身の回りの多様な文字等に関心を持って、主体的に学習することはとても大事なことでと考えております。そのような視点から、例えば書体の違いや用具の違い、また看板だとか、身の回りのポスターなど、身近な資料が豊富に掲載されていると、生徒の興味・関心が深まるのではないかと感じました。

以上です。

岡田教育長

ほかにございますでしょうか。

それでは、私、岡田から1点だけ。書写は、西川委員に毛筆は大切だとおっしゃっていただきましたけれども、硬筆の指導もあると良いと思っております、毛筆と硬筆がバランスよく学習できるような工夫がされている教科書が良いのではないかと感じています。特に資料としてエアメールの書き方ですとか、電子メールの書き方まで提示されておまして、日常的な授業や生活に役に立つ視点も幾つか見受けられまして、私はその点も評価させていただきたいと思えます。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかに御意見等がなければ、次に、「社会(地理的分野)」の説明をお願いします。

直井指導主事
室長

指導主事室長の直井でございます。

それでは、社会(地理的分野)について御説明をさせていただきます。地理のインデックスの部分をお開きください。1ページでございます。社会(地理的分野)は、東京書籍、教育出版、帝国書院、日本文教出版の4者です。

社会(地理的分野)に関する生徒の学習実態では、「雨温図等単独の資料から必要な情報を読み取る力はおおむね身につけていること。世界地図で図法の違いについての理解や国の大まかな位置についての理解に課題があること。」また、育成を図りたい点として、「図やグラフ等の複数の資料から必要な情報を的確に読み取り、記録・整理をしてレポートやワークシート等にまとめたりする力の育

成」が挙げられてございます。

それでは、2ページを御覧いただけますでしょうか。観点、調査項目ごとの答申でございます。観点1の(1)及び(2)、(3)では全発行者が、観点1の(4)では帝国書院が、観点2の(1)では東京書籍、教育出版が、続いて観点2の(2)では東京書籍、帝国書院が、観点2の(3)では全発行者が、続いて観点2の(4)では東京書籍、帝国書院、日本文教出版が、観点2の(5)及び(6)、(7)、(8)では全発行者が、最後に観点3では全発行者が適切であると答申されています。

以上が社会(地理的分野)の答申でございます。よろしくお願いいたします。

岡田教育長

所管課からの説明が終わりました。各委員からの御意見等がございましたらお願いいたします。

間野委員

間野です。地理の教科書については、横浜版学習指導要領に合っているかどうかという観点で考えました。国の学習指導要領がそもそもありますので、どの教科書もねらいや目標に大きな違いはありませんけれども、やはり扱っている地域教材や写真等の資料、あるいは切り口となる視点が教科書によって違いがあります。例えば、日本の諸地域を様々な違う視点で調べ追求するという学習活動がありますけれども、横浜版学習指導要領の例示とそれがどの程度合致しているのかという点に差がありました。先生方が授業を組み立てていくときに扱いやすいことは、わかりやすい授業作りにもつながります。また、ほかの先生方との授業研究も進みやすいという面もあります。このように、横浜版学習指導要領との関連性も大きなポイントになると思います。

岡田教育長

ほかに。はい、長島委員。

長島委員

地理においては、気候、地形、国、伝統、文化、宗教、言葉等を通じて、地球を丸ごと学ぶ教科だと思えます。公共心や情報モラルを学びながら、子供たちが興味・関心を持てる教科書が適切であると考えます。

岡田教育長

ほかに何かございますでしょうか。
ほかに御意見等がなければ、次に、「社会(歴史的分野)」の説明をお願いします。

直井指導主事
室長

指導主事室長の直井でございます。
続きまして、歴史のインデックスがついております1ページの部分をお開きください。社会(歴史的分野)の答申でございます。社会(歴史的分野)は、東京書籍、教育出版、清水書院、帝国書院、日本文教出版、自由社、育鵬社、学び舎の8者です。

社会(歴史的分野)に関する生徒の学習実態では、「絵画資料等、単独の資料から必要な情報を読み取る力は、おおむね身に付いていること。同時期の出来事を整理し、時代の流れを正確に掴む力が身に付いていないこと。」また、育成を図りたい点として、「自ら課題意識を持ち、様々な事象を多面的・多角的にとらえていく姿勢」が挙げられています。

3ページから御覧ください。観点及び調査項目ごとの答申でございます。観点1の(1)及び(2)、(3)、(4)では全発行者が、観点2の(1)では東京書籍、教育出版、清水書院、帝国書院、日本文教出版、育鵬社、学び舎が、続

いて観点2の(2)では帝国書院、自由社、育鵬社が、続いて観点2の(3)では全発行者が、続いて観点2の(4)では東京書籍、教育出版、帝国書院、日本文教出版、育鵬社が、観点2の(5)及び(6)、(7)、(8)では全発行者が、最後に観点3では東京書籍、教育出版、帝国書院、日本文教出版、育鵬社がより適切であると答申されています。

以上が社会(歴史的分野)の答申でございます。よろしくお願いたします。

岡田教育長 所管課からの説明が終わりました。各委員からの御意見等がございましたらお願いたします。

今田委員 今田です。まず、質問が幾つかあり、教えてもらいたいのですけれども、質問というか確認も含めて、全体的特徴というのは、ほかのところもそうなのですが、これは各書物の持つ特徴を言っているのですか。ですから、そこで相対的な書物の比較ができるということではないということではないのですか。

直井指導主事室長 指導主事室長の直井でございます。
全体的な特徴ということでまとめさせていただいておりますので、この中での相対的なものではないと考えております。

今田委員 今田です。わかりました。では、もう二つあって、一つは観点1の(1)「教育基本法における教育の目標を実現するためによりふさわしい特色となっている点」ということで、これは8者全者が適切であるという答申が出ているのですけれども、私がこの本をいろいろめくって、それからあと編修趣意書などを見ると、やはり教育基本法における目標に向けての意気込みというか、受け止める感じというものはかなり本によって、発行者によって差があるというのが率直な感じ。それが、全者が適切だというのは、何か今のこの評価の中には量的というか、質的なものが入っているのか、入っていないのか、あるいは最大公約数的なものが満たされていけばいいという判断になっているのかどうかということを教えてもらいたいのです。

直井指導主事室長 指導主事室長の直井でございます。
ほかの調査項目も含めてでございますけれども、調査項目に沿って教科書調査をして、それをもとに答申をしたということで、適切というエリアに入っているといえますか、判断をしていると考えてございます。

岡田教育長 はい、今田委員。

今田委員 今田です。もう一つ、学習指導要領の中で、歴史の中で、歴史上の人物をいろいろ取り入れて学ぶ事の重要性みたいなことをいっていますけれども、今回の中で歴史上の人物を一番多く取り上げているところはどこの会社で、どれくらいの人数を取り上げていますか。概数で結構です。

直井指導主事室長 指導主事室長の直井でございます。
概数ということですので、五百数十人、県の調査の中にございまして、8者中最多につきましては、育鵬社の539でございます。

今田委員 わかりました。ありがとうございました。とりあえず、私の質問はそれで失礼

します。

岡田教育長

それでは、もしほかに御質問があれば、お伺いいたします。よろしいですか。それでは、御意見を伺いたいと思います。御意見がありましたらよろしくお願ひいたします。

坂本委員

坂本でございます。今、指導主事室からお話もありましたけれども、前提としてここに出ている教科書は全部検定を通っているのですね。ですから、ある意味では品質保証がされていると私は解釈いたしておりまして、どれを使っても子供たちに大きな間違いはないというところまではここで保証されています。でも、もちろんその中で評価はあると思います。その評価を受けるために答申を受けまして、先ほど答申の結果が各観点別に示されましたけれども、そのようにきめ細かく観点別に見れば、検定を受かっているところに優劣が幾分あるということを確認させていただきました。

それで、その優劣がどのくらいあるかということを見てみますと、ここには個別のことで、「ここは全者」だとか、「ここはどことどこ」と書いてありますけれども、そういうものを総合して考えてみますと、この答申でほぼ全部の観点で合格したものが幾つかあります。ということは、合格しなかったものもあります。合格しなかったものが悪いというのではないですよ。ですが、チェック点で見た場合には、このほうがより良いと、差をつければ差がついたということだと思ふのですね。そこまでに大変な教科書選定の過程で重要なことが行われておりますので、そういう専門家、現場の方を経て、それから文部科学省の検定も土台にして選ばれてきて、最後に残った幾つかが現実にあるのですね。そこを私はまず尊重したいと考えております。

そういう過程を経て選ばれてきたものを尊重した上で、でもそれが1つなら問題なくはないですが、それでもチェックはしなければいけませんけれども、そういうものが複数ある場合には、やはり教育委員会の権限と責任によって選ばねばならないということがありますので、それを選ぶためにどのようにしたらいいかということで、今ここで議論していると思います。

大切なことは、子どもが選んだものは学校の現場では選択ができないのですね。全部そのとおりに受けねばならないという一種の、悪い意味ではないのですが、規制をかけるわけですから、私はそのときには、受ける側は同じ社会科でも、先生の興味は端から端までであると思ふのです。公民に特に興味があって勉強した方、それから歴史を勉強した方、でも社会科の先生をやっている、そういうことだと思ふのですね。それから、余りこれは言いたくないですけども、幾分能力にも差はあるかもしれません。それから、生徒たちの住んでいる地域によっても、教え方というか、差を出さなければいけない場合もあるかもしれません。

ですから、非常に大変な数の中にもものすごいバラエティーがあって、今で言うダイバーシティですね。この中で1つのものを決めるのですから、先ほど今田委員が余りいい意味でなく最大公約数と多分おっしゃったのだと思ふのですが、私は積極的な意味で全ての学校の先生がものすごく高いレベルだとかではなくてもいいですから、全ての学校の先生が、自分が使わなければいけない教科書に対して、最大公約数的な教科書を選ぶ必要があるのだと、言い換えれば、全ての先生が心穏やかに教育ができる、そういう教科書を選ぶのが私は一律を強制するときには大事なことはないかと思ふます。ある人にとって「ものすごくこれが教えやすい」があるのですよね。それから、私も「もし自分だったら、是非こういう

ふうに教えたい」という私の歴史観もあります。ですが、それは個人個人、皆違うのですから、そこはすべからくある一定の幅で、皆さんがそこに入って、心穏やかに教育ができるということを私は考えたいと、そう考えて、ほかの教科書もそうなのですけれども、特に歴史というのは、歴史観というのはなかなか難しいものですから、特にそういうところに意を用いて選びたいと思っております。

まず実際に私が今申しました、答申によってある程度エリート群に入ったところを見てみますと、それはそれなりに大変良くできていまして、特に子供たちに興味を持たせるような、時代がずっと遡るのですが、それを絵で見せたり、時代ごとの絵でビジュアルに見せたり、それからイラストで見せたり、工夫しています。最後に選ばれたところはどこもそういう工夫をしていて、非常に子供たちにとってはありがたい、教えるほうもビジュアルで見るとというのは、口で説明してもしようがないことはたくさんあるので、大変良いと思うのです。

それから、もう一つは、やはり歴史についてはいろいろな歴史観があります。ですから、それを一方的ではなくて、あの文章の中で「こういう歴史観もある」ということを紹介することは、私は非常に良いことだと思うのです。例えそれが私の意見と違っても、違う意見、それから私の意見と同じ意見が出てきても、それは大変評価します。そこについては、何度も言いますが、選ばれた群に入っているものは全てそういう良い教科書だと私は思っております。でも、それはそうだけれども、「その教科書が良いですよ」と言って終わりにしたら決まらないわけですから、ではどうやって決めるかというところで、先ほども「心穏やかに」ということを言いましたけれども、私はやはり現場の先生が使いやすい、それから生徒たちがまず取っつきやすく、それでいて自分たちの考える余地が残されている教科書、そういう教科書が私は良いのではないかと思います。

ですから、どんな立派な意見でも、「こうだよ」と言われてしまうと、「そうか」ということになってそこから進まないわけですが、いろいろな意見がある、いろいろな考え方、こういう見方もあれば、それから何も見方がわからなくても、「こういうふうに歴史は進んできたのだよ」というときに、余り最後の最後まで書き込まないで、少し考える余地を残す、そのくらいの寛容な教科書が良いのではないかと、私は一般的に思います。

それから、具体的に言いますと、先ほど少し「絵やイラストを使った」と言いますが、そういうビジュアルを使いますと、見て分かることですから、どちらのほうが良いかというのが分かるのですよ。どちらのほうがビジュアルが良いか、魅力があるかというのは、それでも意見の対立はあるかもしれませんが、私は確信を持ってはっきりしました。

それから、もう一つ歴史では年表というのがあって、私どもは「六八明治だよ」とか、いろいろ苦労して覚えました。そういうのを覚えていて、今は忘れても良いのにまだ覚えていて悔しいのですが、もっと大事なことを覚えていなければいけないのですけれども、それは別として、年表というのは、無味乾燥なのです。ですが、しようがない、試験に必ず出るから、覚えるのです。ですが、ここに残ったグループの教科書の中には、年表について非常に工夫をして、楽しい年表、それから「日本はこうだったけれども、外国はこうだった」、それから「日本との関係もどうだった」、いろいろな関係性とか物語が、年表の中に物語があるという年表があるのは、私は非常に良いことではないかと思います。そんなに年表に差があるわけではないのですけれども、そういうことも1つの観点にしてみたいということがあります。

それから、言ってみればここは横浜で、横浜の全区域に渡す教科書ですから、横浜についてある評価をしてもらうというのはうれしいことだと思うのです。

ですから、横浜をどのように教科書の中で紹介してくれているか、それも歴史的な位置づけをどうしてくれているかというのも、私の関心事でございました。

歴史の教科書ですから、先ほど申し上げましたように、いろいろな考えがあって、それが文中で丁寧に語られていることが良いと思うのですが、やはり私はそれについてバランスというものもありますし、それから文中で丁寧に語ることと、それから例えば見出しとか、ちょっとしたコピーで目につくのととは違いますので、そういう意味ではいろいろな意見の差があるところは慎重に、丁寧に文中で語るべきだと思うのです。余りキャッチフレーズ的に出てくるべきではないとも思います。

そういう意味で、私はもう一回繰り返しますけれども、総じて先生が心穏やかで、全ての先生が安心して教えられる最大公約数の域内に入る教科書、そして子供も教えられたことに少し疑問を持ったり、「どうするのだろうか」とか、「こうなのかな」という考える余地が残されている教科書、そういう教科書が選ばれるべき教科書ではないかと私は考えております。

長くなりましたけれども、以上です。今まで余り発言しなかったもので、その分ここにとっておきました。お許しいただきたいと思います。

岡田教育長

ありがとうございます。そのほか何かございますでしょうか。では、長島委員。

長島委員

では、私は簡潔に。どの教科書も豊富な資料や指針がものすごく掲載されていて、日本の伝統や文化に十分触れることができていると思います。年表の活用や表示の仕方をととても工夫されていたり、特色があつて、本当に読み応えのあるものばかりでした。見開き2ページが1時間の授業、それが130時間となるように、おおむね配慮されてもいました。気づかせる授業、考えさせる授業の展開には有効なものばかりでしたが、その中で小学校で学んだ歴史からの導入部分の工夫に、独自の工夫があつたりとか、学習の仕方や方法が提示されて、時代ごとの風景や生活の様子を挿絵という形にあらわしている教科書がありました。今、坂本委員がおっしゃったように、ビジュアル、目に入って飛び込んでくるものは、子供たちが歴史というものに簡単に、そして有効な手段として目で見て見開きの挿絵の中からその時代を想像し、歴史というもの自体に興味・関心を抱かせるもの、そして温かな配慮と構成になっているものが適正であると思っています。また、歴史は公民的分野への導きとしても有効なものであるので、そこを考え、選定したいと思います。

岡田教育長

ありがとうございます。そのほかに何か。今田委員。

今田委員

それでは、私のほうから。今田です。中学校の歴史の教科書というのは、平成17年、21年、23年、今回で4回目ということで、17年当時と比較すると、いろいろな面で随分活性化が図られてきたかと思っています。我々の立場は皆さん御承知のとおり、教育基本法、それから学習指導要領などの関連法規、それから採択の基本方針、それを基本に審議会の答申を尊重しながら教育委員としての権限と責任で横浜の子供たちが学ぶにふさわしい教科書を選ぶということだろうと思います。

その中で、今回は8者の中から1者を採択するというので、先ほど審議会の答申について少しお聞きいたしましたけれども、やはり審議会の答申を尊重しつつも、ある種の審議会の答申の持つ限界みたいなものもあるのかと。国の検定を

合格したものの中から選ぶということなのですが、8者の中から1つを選ぶというのは、正直なかなか厳しい役目だというのが偽らざる心境です。少し心境も申し上げさせていただきます。

それから、総括的に見ますと、幾つか見る中でやはり教科書を読み比べると、個々の事件・事象の扱い、その力の入れ方に違いがあります。歴史の教科書ですから、古代から現代という時代の流れ、そういうものに大きな違いはないのですが、けれども、「この件についてはもう少し詳しく記述したほうが良いのではないか」、「これだけではあまり時代の空気や状況が伝わらないのではないか」というのもあるし、「全体の量から考えて、ここまで詳しく述べる必要があるのか」というのもあり、そういう中でそれぞれの発行者の個性のようなものが出ているのかと思います。

いずれにしても、私の見方というのは各論的な面での評価に絞られ過ぎて、教育基本法や学習指導要領の求める明確な目標、そういうものを見失わないように、全体としての評価を間違わないように、今までの教育委員としての経験も踏まえ、しっかり責任を果たしたいというような思いです。特に意識したこととしては、学習指導要領の中で、歴史的分野では大きな項目が4つたわれていますけれども、まず最初に「我が国の歴史の大きな流れを、世界の歴史を背景にとらえられているか」、「伝統と文化の特色を広い視野に立って考えているか」、「我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てるものか」、この辺の「歴史に対する愛情」というのは、僕は極めて大切なとらえ方だと思います。

数年前に著名な数学者が出版した本の中で、戦後の日本の歴史教育が様々な要因でかなりゆがんだものになってしまったと、日本の多くの若者が自国の歴史を否定してきたと、その結果、祖国への誇りを持ってないでおり、意欲や志の源泉を枯らしていると指摘していました。統計上もそういう数字が出ておりますけれども、私自身も今の若者たちの性格・風潮にはそうした傾向があるのではないかと感じています。日本の歴史にはすばらしい、誇り得る部分がたくさんあるので、歴史を学ぶ意欲をかき立ててくれる教科書、愛情を持てるような教科書が大事だと思います。伝統文化についてどの程度詳しく記述しているのか、飛鳥、奈良、平安、鎌倉、室町、江戸と続く時代の中で生まれ培われてきた日本の文化・伝統の奥深さ、すばらしさというものを是非きちんと学ぶことが必要だろうと思います。

それから、私はこういう話の中でよく申し上げるのですが、日本の近代史の中でも大いに注目すべき、国を挙げての大事件であった日露戦争についてどう記述しているか、これは国民的大ベストセラーとなった「坂の上の雲」なども当時の日本国民が命がけで戦った、この日露戦争を焦点に書いたものですが、歴史の教科書を読んでそうしたことの物語、興奮が若干でもイメージできるもの、そういうものであることも大事ではないかと思います。あの当時の日本の立場、ロシアの立場、当時のアジア情勢、そういうものをどう詳しく述べているのか、また日本の勝利が欧米の列強の圧迫や植民地支配に苦しんでいたアジアの国々に、どのように希望を与えたのか、当時の様子をイメージさせる挿話、共感を抱かせるような話というものがあって良いのではないかと思います。

それから、学習指導要領のもう一つの項目の中に、「歴史上の人物や文化遺産を、時代や地域との関連で理解させ尊重する態度を育てているものか」、「優れた多くの歴史上の人物を取り上げ、歴史に学ぶ意欲をかき立てているのか」というのも、これも大きなとらえ方の1つではないかと思います。

長くなって恐縮ですが、歴史に対する興味・関心を高め、歴史的事象を

多面的・多角的に考察し公正に判断するようにしているかというのも、学習指導要領の中の項目の1つの中にもうたわれています。特に話題の多い近代から現代までの歴史、幕末から明治維新、明治から現代まで、欧米諸国を中心とした帝国主義の大きな流れ、世界史の大きな流れの中に巻き込まれながら、我が国の先人はどのように生きてきたのか、努力し、苦悩し、頑張ってきたか、そういう当時の状況や思い、そういうこともまた学ぶことが大切ではないか、そこに大いなる反省もあるし、同時にまた自信と誇りにつながるものがあります。例えば、極東国際軍事裁判、東京裁判などをどう記述しているのか、日本の先の戦争に対する評価、またこの裁判自体も当時も国際法に照らして、その正当性についていろいろな識者の意見もありました。勝者の裁判に名を借りたリンチではないかというような意見もあったし、罪刑法定主義に反するのではという意見もあったし、一方で世界平和に向けて国際法の新しい発展を示した裁判として積極的に肯定する意見もありました。そういう意味で、多面的・多角的視点からの記載があるかどうか、こういうことも私は大切ではないかと思えます。

いずれにしても、自国の歴史を学ぶ意欲をかき立ててくれるような本、そういう歴史の教科書というものが私は大事ではないかと思えます。少し長くなりました。恐縮です。

岡田教育長

ほかに何か御意見等はございますでしょうか。はい、西川委員。

西川委員

先ほど坂本委員からお話があったのですが、歴史というのは非常にとらえ方に難しい部分があるかと思えます。ただ、授業の中でどういう教科書が扱いやすいのか、今、今田委員からもお話がありましたが、そういうことも含めて授業の中でできるような、私は子供たちに興味・関心を持ってほしいのです。戦後70年ですけれども、その70年の歴史もいろいろと考えなければいけないことがあろうかと思えますが、そういうことも自分で「そういうことなのか」と、そういう興味・関心を持てるような作りだと、子供たちも取っつきやすく、それをさらに深めることができるかと思えます。先ほど教えるほうの先生のお話もありましたが、先生方も若い先生が大変多くなってまいりました。そこで、やはり扱いやすい教科書というのも1つの視点かと思いました。以上です。

岡田教育長

ほかに御意見はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ほかに御意見等がなければ、次に、「社会（公民的分野）」の説明をお願いいたします。

直井指導主事
室長

指導主事室長の直井でございます。

それでは、社会（公民的分野）に移らせていただきます。公民のインデックスがついておりますところを御覧いただきたいと思えます。公民的分野は、東京書籍、教育出版、清水書院、帝国書院、日本文教出版、自由社、育鵬社の7者です。

公民的分野に関する生徒の学習実態では、「統計資料等を単独の資料から必要な情報を読み取る力がおおむね身につけていること。図やグラフ等、複合的な資料を正確に読み取る力や読み取ったことに基づいて特徴や自分の考えをまとめる力にやや課題があること。」また、育成を図りたい点として、「様々な事象を多面的・多角的にとらえ、自分の考えを自分の言葉で表現する力」が挙げられています。

それでは、3ページを御覧ください。観点別、項目別の答申でございます。観

点1の(1)及び(2)、(3)では全発行者が、観点1の(4)では東京書籍、教育出版、帝国書院、日本文教出版、育鵬社が、続いて観点2の(1)では全発行者が、観点2の(2)では東京書籍、帝国書院、自由社、育鵬社が、続いて観点2の(3)では東京書籍、教育出版、帝国書院、日本文教出版、育鵬社が、続いて観点2の(4)では全発行者が、続いて観点2の(5)では東京書籍、教育出版、帝国書院、日本文教出版、育鵬社が、続いて観点2の(6)では東京書籍、教育出版、帝国書院、日本文教出版が、続いて観点2の(7)及び(8)では全発行者が、最後に観点3では東京書籍、教育出版、帝国書院、日本文教出版、育鵬社がより適切であると答申されています。

以上が社会(公民的分野)の答申でございます。よろしくお願いいたします。

岡田教育長

所管課からの説明が終わりました。各委員からの御意見等がございましたら、よろしくお願いいたします。はい、では坂本委員。

坂本委員

どなたもおっしゃらないと進んでいかないので、まず私が言わせていただきます。先ほどの歴史もいろいろ歴史観がありますけれども、公民というのはまさに現代の激動する中で教科書を作るのですから、大変な作業だと思います。少しぶれても大変なことになりますし、それから、今日はこちらにぶれても、明日はこちらにぶれなければいけない事象が起こるかもしれませんし、そういう意味では、私は公民の教科書というのは本当に難しい作業だと思いますが、さすがに検定を通っている教科書だけあって、先ほど言いましたように、どれもある一定の品質に入っていて、そういう意味では「危なっかしい、怖い」と思うことはありませんでした。安心してこの中から選べるということでございます。

それでも、やはり現代という中で社会、公民を書きますと、どうしても今に生きている人間ですから、今の主流とか、今の支配的な動きとか、そういうものに引っ張られ、それから新しい動きについ目がいかなくて、今までの慣習というか、今までの事象が全体の中で大きな、今までの課題が今も課題のように思ったり、実は違う課題が世の中に出てきていたり、そういうことがありますので、そのところは、私はなかなか難しいので、バランスを持って今の新しい潮流も書かなければいけません。言ってみれば社会、公民としての、日本社会の底流に流れていることもきちんと書かなければいけない、そういうことが大変重要なことではないかと思うのです。

そのときに、私は気がついたのですけれども、新聞記事を引用している教科書が割に多いのです。これはやはり社会、公民ということで、現代の社会ですから、新聞が世相を反映しているということは当然あるので、基本的に悪いことではないと私は思います。ただ、引用している新聞記事を見ますと、例えば、こんなものはないのですが、「どこかで猿が死にました」というのは、それは間違いなく誰が見ても猿は死んだのですけれども、そうではなくて、もう少し思想的なものについては、皆さんも日々感じていらっしゃるように、記事が新聞社によって違うのです。同じような調査をしても違いますし、同じような事象を同じようにプレスリリースで聞いても、記事は違ってきます。ですから、私は新聞記事を引くということは、基本的に悪いことではありませんが、引いている新聞、記事については、内容に極めて慎重にならないと、誤解を呼ぶのではないかと、そういう気がこれを見てしました。

そういうことを考えながら選ぶとしますと、私の選び方の基本は先ほども言いましたので、くどくど繰り返しますが、とにかく検定は通っています。ということは、いろいろな教育基本法などのあるレベルの基準はクリアしているのです。

ね。それから、もう一つは教科書調査員が大変いろいろな苦勞をして、専門の方が私などがやるよりも何十倍、もしかしたら何百倍の時間をかけて調査し、専門の方が研究をして、調べて、答申をしていただいています。ですから、それを尊重しようと思います。

その中で、先ほどと同じなのですが、それを尊重してもなおかつ1つにはなかなか決められません。もちろん、そういう方たちが良いと言ったものが複数ありますので、そこで私がやむなく1つを決めるために考えなければいけないか、子供たちのために、その中で少しでも良いものを選ぶためにどのように考えなければいけないかという、まず第一は、社会のルールとか、それから仕組みとかをきちんと教えていなければいけない、これはもう基本ですね。ここの教え方が下手な教科書はもう駄目で、最後のほうに残った教科書には、そんなのはほとんどありませんが、ここをしっかりとやっていることです。

それから、やはり公民というのは現代社会の動きを学ぶとともに、価値観がまだ現代社会というのは生きて、生ですから、固まっていないものも多いので、そういうものについては先ほどの歴史も近代・現代はそうですけれども、余り押しつけないで、子供たちが今激動している現代について、興味を持って、「どうしてそういうふうになるのだろうか」と、「なぜそういうふうになるのか」と、そういうふうな疑問を持って、子供たちが考えるような、そういう教科書が私は良いんじゃないかというふうに思います。

それから、もう一つは先ほど少し言いましたが、今この時点、教科書を作った時点で余り引っ張られない、この教科書はこれから3年ですか、まだ使うわけですから。ごめんなさい、4年ですね。日本の社会を考えたら、4年でどれだけ変わるでしょうか。それは、政権を初め、いろいろな経済の状態、それこそ海外との関係、外交関係、どれだけ変わるかわかりませんよね。ですが、それを予想しろなどということは無理です。ですから、余りにも現代の流れというか、例えばある意味で写真を使うとしたら、現代に、今活躍している人たちに焦点を合わせるばかりでは具合が悪い、それはもしかしたら、しばらくしたらそうではなくなるかもしれないし、それから例示を引くときも、ある1つの例示、今とても皆が関心があると思った例示ばかりを引くと、それはまた時代によって変わってくるかもしれない、そういうこともありますので、大変難しいことですが、あるバランス感覚、それからある危機感、そういう変化に対する果敢な挑戦と同時に、変化というものがどれだけいろいろなことを変えてしまうものか、それが教科書に悪い影響を与えないかという、そういうことを考えて、やはり公民の教科書というのは選ぶのが良いのではないかと、私はそう考えました。

今度は先ほどより少し短くお話しできたと思いますが。

岡田教育長

ありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。では、今田委員。

今田委員

先ほど大演説をぶち上げて、今度は私も短めに。この公民というのは、正直、一般的には、比較的言葉として馴染みにくいといえますか、ただ学ぶ内容は今の我々の生活と一番関わりが深いわけで、学習指導要領の社会の目標でも最後の締めくくりの中で言っているのですよね。「我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる民主的、平和的な国家・社会の形成者としての必要な公民的資質の基礎を養う」、社会の勉強のある意味で総仕上げです。そういう意味でいけば、今坂本委員もおっしゃって

いたように、一番ある意味で社会の中で大切な科目かと思えます。

そういう意味で、基本のスタンスは何度も申し上げるように、我々の立場は関係の法律を踏まえて、しっかり対応していくということで、ただ公民の場合にはどういうスタンスで学んでいくのかというのが、やはり最初の時点でよくわかりやすく、きちんとインフォメーションすることが大事かと思えます。そういう意味でいくと、全体的に個々人が人間的な成長を目指す視点というのはかなり書いてあるのですけれども、国家・社会の形成者としての視点というようなものは、少し堅いのですが、そういう部分はやはりしっかりととらえることが必要なのかと、現代の社会を自分のこととしてとらえて、そしてそれに加えて日本の歴史と文化を語れる、いわゆるグローバルな人材の育成を目指すというような視点、そういうものをしっかり基本に置いてあることが必要かと思えます。

それに加えて、この公民の分野でもそれぞれに学習指導要領が求める項目が4つ、大きく掲げてあります。そういうものをしっかりと踏まえているかどうか。その中にはバランスの問題もあるし、バランスよく物事を考える、権利と自由、責任と義務の関係みたいなものもしっかりと、そのバランスを取り扱うことも必要だし、それから現代社会の様々な問題に着目させるようなことがしっかり、きちんと書いてあるか、それから、国際間でいろいろなことがあるけれども、自分の国を愛して平和と繁栄を図ることが大切だということをしかり自覚させるようなことも書いてあるか。例えば、拉致の問題など、あれだけ社会的に大きい問題なのに、教科書の会社によってはかなり扱いの小さいところもあって、もう少し積極的に取り上げて良いのではないかという問題もあります。それから、社会的事象に対して、多角的・多面的に考察して、事実を正確にとらえ、公正に判断しようとしているかどうか、そういうこともしっかりと書いてあるか。特に、マスメディアの問題については、そういういろいろな点からそれを的確に指摘しているかということも私は教科書を見ていく上において、大事な視点ではないかと思えます。

余り大演説を打ってもいけませんので、いずれにしても社会の目標という格好で指導要領が求めているところがきちんと盛り込まれているようなものがやはり大事ではないかと思えます。

岡田教育長

ありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。はい、長島委員。

長島委員

今すばらしいお話を伺った後なのですが、子供たちの学びの順番からいくと、地理・歴史を学んで、その上に現代社会の学びがあると私は思っているので、民主主義や人権尊重、共生や協働など、人として正しく生きていくために必須の教科であると思っています。基礎・基本のところをきちんと学べること、主体的に思考、判断、行動ができるように導けるような、そんな表現をされているものが公民に適しているのではないかと、その観点で選定したいと思えます。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ、坂本委員。

坂本委員

すみません、一言だけ追加させていただきますと、先ほど歴史で先生が心穏やかに教え、子供がいろいろ考えられるということを申し上げましたが、そういう基本的な考え方而言えば、やはり公民の教科書というのは、今田委員がおっしゃったように、いろいろなことがあって、内に情熱は秘めながら、ただそれがあつ程度抑えた冷静さで、内に秘めていることは察しはできるのだけれども、表現上

はある程度冷静に、かつ客観的にということ意識してできている教科書が私は良い教科書だと、一口で言えばそう思います。時間を取りましてすみません。

岡田教育長

ほかにはよろしいでしょうか。

では、私からも1つだけ。公民は現代を学び、将来を考えるということになりますので、横浜の子供たちには是非グローバル化する現代社会の中での公民だということ意識しているものを選びたいと思っています。

ほかには何かございますでしょうか。

それでは、ほかには御意見等がなければ、次に、「地図」の説明に入りたいと思います。所管課から説明をお願いいたします。

直井指導主事
室長

指導主事室長の直井でございます。

それでは、地図について御説明をさせていただきます。地図のインデックスがついております1ページをお開きください。地図につきましては、東京書籍、帝国書院の2者でございます。

地図に関する生徒の学習実態では、「世界地図に関して、図表の違いについて、理解や国の大まかな位置についての理解に課題があること。」また、育成を図りたい点として、「図やグラフ等の複数の資料から必要な情報を的確に読み取り、まとめたりする力」が挙げられています。

その下を御覧ください。観点項目別の答申でございます。観点1の(1)及び(2)、(3)では全発行者が、観点1の(4)では帝国書院が、続いて観点2の(1)では全発行者が、観点2の(2)では帝国書院が、観点2の(3)及び(4)、(5)では全発行者が、続いて観点2の(6)では帝国書院が、観点2の(7)では東京書籍が、観点2の(8)では全発行者が、最後に観点3では全発行者が適切であると答申されています。

以上が地図の答申でございます。よろしくをお願いいたします。

岡田教育長

所管課からの説明が終わりました。各委員からの御意見等がございましたらお願いいたします。

間野委員

間野です。先ほど生徒の学習実態の中でも、国の大まかな位置についての理解について課題が見られるということがありました。そういった意味で、地図は縮尺などに配慮されていて比較しやすいとか、地図と資料が結びつきやすいものが良いと思いました。例えば、ヨーロッパやアメリカの地図に同緯度、同縮尺の日本の姿が入っていたり、またオーストラリアなど南半球の地図には反対に置いた同緯度、同縮尺の日本の姿を入れるなど、形や面積の違いを考えたり、緯度やほかの条件などで気候を考えたりできる工夫が面白いと感じました。

また、世界の主要な地域の地図と、日本の範囲を示す地図と同じ縮尺にすることで、日本の広さを掴みやすくすることなども生徒たちがわかりやすい、そういった感覚を掴みやすい、考えを深めやすい扱い方だと感じました。縮尺の工夫、地図に書き込む内容、資料の提示など、様々なことで生徒たちの考えを広げ、深めていくということは重要だと考えます。

岡田教育長

ほかには何かございますでしょうか。

長島委員

間野委員のおっしゃったこととほとんど変わらないのですけれども、やはり地図、その単元のところに関して、それに関わる資料が適切に載せてあるものも

有効だと考えております。日本主体ではなく、やはり海外からの目であるとか、世界から見た日本の表現なども重点にしたいと思っています。

岡田教育長

ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。
ほかに御意見等がなければ、次に、「数学」の説明をお願いします。

直井指導主事
室長

指導主事室長の直井でございます。
続きまして、数学のインデックスがついております1ページをお開きください。数学は、東京書籍、大日本図書、学校図書、教育出版、新興出版社啓林館、数研出版、日本文教出版の7者です。

数学に関する生徒の学習実態では、「基礎的・基本的な知識・技能はおおむね定着していること。実生活の場面における問題解決において、事象を理想化・単純化して数学の問題としてとらえる力が十分でないこと。」また、育成を図りたい点として、「基礎的・基本的な知識・技能をもとに、積極的に課題解決に取り組む態度や、数学を活用することのよさや必要性をとらえた思考力、判断力、表現力」が挙げられています。

2ページを御覧ください。観点別・項目別の答申でございます。観点1の(1)及び(2)、(3)、(4)では全発行者が、観点2の(1)では東京書籍、大日本図書、学校図書、日本文教出版が、観点2の(2)及び(3)、(4)では全発行者が、観点2の(5)では東京書籍、大日本図書、学校図書が、観点2の(6)及び(7)、(8)では全発行者が、最後に観点3では全発行者が適切であると答申されています。

以上が数学でございます。よろしくお願いいいたします。

岡田教育長

所管課からの説明が終わりました。各委員からの御意見等がございましたらお願いいいたします。

今田委員

社会と、歴史と公民だけではなくて、数学も少し興味がある話なので、私も発言させてもらいます。やはり数学は小中の連続性といいますか、それがやはり随分大切にされるべき教科かと。振り返りを系統的にできるようになっているかどうか、現場では恐らく少人数の教室でやったり、いろいろな工夫がなされているのでしょうか、教科書の中にもそういうものが入っていることが必要ではないかと思えます。

それから、数学はやはり思考力、判断力、表現力、ある意味で物事の考え方の中に論理性を、特に3年生のときに使う図形などでは、証明問題なども出てきて、論理的思考を高める上で随分プラスとなる話ですから、そういう思考力、判断力、表現力を高めるための手立てがとられているかどうかというのは、やはり判断材料として大きなものではないかと、私はそういうふうに思って取り組んでいきたいと思っています。以上です。

岡田教育長

ほかに何かございますでしょうか。はい、西川委員。

西川委員

数学は、小学校では、今、今田委員からありましたが、算数と言っていて、それが中学に入ると数学と変わると。そここのところのスムーズな流れが、子供たちに分かるような説明ができるのが良いと思って見てますと、小学校時代の振り返りだとか、それから横浜で進めている、一時間一時間の目当てを大変大事にしている授業、そういうところについての、算数から数学へスムーズに移行できる工

夫がたくさんある教科書が良いかと感じました。

それから、今理科離れというのが一般的に、全部ではないのですけれども、お話がありますが、教科目標にもありますように、数学の楽しさとか面白いところを大切にして、是非子供たちに取りかかりで、算数は好きだったのに、数学は嫌になってしまったということにならないような工夫をしなければいけないと考えております。その辺の工夫ができているところがたくさんございました。

また、巻末に、子供たちに興味を持たせようと思って工夫された教科書もありまして、私もすごく感心したのですけれども、音楽の楽譜が載っている教科書がございました。真っすぐ見ると普通の演奏ができるのですが、ひっくり返すとまた違うとか、それを数学のところにどう生かしていくのかという取りかかるところで非常に良い題材を扱っているとか、それから美術科との関わりをしている教科書もございました。是非数学でも数学で終わらずに、横のつながり、横断的な学習もできると、子供たちの広がりが出るのかなど。子供たちが「数学は面白い」、「深めたい」、そして「探究したい」という気持ちが起こるような教科書が私は良いのではないかと思います。

岡田教育長

ほかに何か。よろしいでしょうか。

私からも1つ。数学はもちろん答えを求めて、追究してやっていく授業ですけれども、私はその過程において、非常に簡潔に、的確にという視点を持って、数学的な思考力とか、判断力とか、表現力を高めるための手立てが適切に教科書の中に流れているというものが良いと考えておりますので、その視点で見させていただきたいと思います。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

ほかに御意見等がなければ、次に、「理科」の説明をお願いします。

直井指導主事
室長

指導主事室長の直井でございます。

理科のインデックスがついております1ページをお開きください。理科については5者、東京書籍、大日本図書、学校図書、教育出版、新興出版社啓林館でございます。

理科に関する生徒の学習実態では、「基礎的・基本的な知識や観察・実験の技能の定着が進んでいること。観察・実験の計画や考察において収得した自然事象についての知識や観察・実験の技能を活用して、科学的に考えたり表現したりすることに課題があること。」また、「育成を図りたい点として、観察・実験を中心とした科学的に探究する学習活動を充実させ、自然事象への関心を高め、自ら進んで学習する態度や科学的な思考力や表現力」が挙げられています。

2ページを御覧ください。観点・項目別の答申でございます。観点1の(1)及び(2)、(3)、(4)では全発行者が、続いて観点2の(1)及び(2)、(3)、(4)でも全発行者が、観点2の(5)及び(6)では東京書籍、大日本図書、新興出版社啓林館が、観点2の(7)では全発行者が、最後の観点3でも全発行者が適切であると答申されています。

以上が理科の答申でございます。よろしく願いいたします。

岡田教育長

所管課からの説明が終わりました。各委員の方から何か御質問・御意見がありましたらお願いいたします。

西川委員

先ほど数学・理科離れと申しましたが、理科は今、天体だとか、タイムリーな話題がたくさんございますよね。そういうところでは興味を非常に持っている部

分があるかと思えます。先ほど教科目標の中で、自然の事物の現象についての興味を持つというところでの、自然のすばらしさや畏敬、そして日常生活で見られる科学技術の進歩の成果とか、日常生活で起こっている「不思議だな」ということなどを学習する教科ではないかと思っております。自分で見出した不思議なことや、疑問を持っていることが、課題解決された場合、子供はもっとやってみないと、達成感を感じるものと思えます。

そこで、課題を解決するための理科は、筋道を自分で考えて、観察・実験などを行ったときに、その結果から考察するような、科学的な探究に進める学習が行われるように示されているかどうか、教科書を選ぶ場合、大きな視点になろうかと思っております。

それからもう一つなのですが、理科を通して学習したことが日常生活にどう結びついているかという話だとか、今までに偉大な発見をした科学者の話だとか、それから理科に関係する仕事のお話などのコラムがたくさん載っております。そういう情報につきましては、子供たちの興味を大変そそり、理科への関心も深めるものと考えております。

それで、先ほど申し上げましたように、子供たちに興味を持ってほしい、関心を持ってほしいところがすごくありますので、「理科はすごいな」というような感動と出会えるような教科書があると良いと感じました。以上です。

岡田教育長

ほかに何か。はい、長島委員。

長島委員

自然界のすばらしさを、実験や観察を通して肌で感じる教科が理科だと思っております。科学の不思議に興味・関心を抱いて前に進む探究心を育てたり、判断力や思考力、決断力などが自然に醸成されていくような授業が展開できることが望ましいのではないかと思います。教科書を開いて目にする写真や資料が自然界に興味を抱かせることも大切ですし、実験や観察に関する具体的な進め方や取組方法などが工夫され、かつ安全面などに配慮されていることも必要だと思います。自然な営みから科学技術の進歩に至る知識が豊かな力の醸成につながるであろう教科書が適切であると思ひ、選択したいと思ひます。

岡田教育長

ほかに何か御意見はありますか。よろしいですか。

それでは、ほかに御意見等がなければ、次に、「音楽（一般）」の説明をお願いします。

直井指導主事
室長

指導主事室長の直井でございます。

音楽のインデックスがついております1ページをお開きください。音楽（一般）は、教育出版、教育芸術社の2者です。

音楽（一般）に関する生徒の学習実態では、「音楽を聞いて曲想を感じ取ったり、音楽を形づくっている要素に気づいたり、文章や言葉で表現しようとしたりする力が身につけてきていること。創作分野について、質的な高まりや深まりが求められていること。」また、育成を図りたい点として、「鑑賞分野では楽曲を聞いてとらえた特質や雰囲気及び曲想を、根拠を持って批評したり、説明したりする力」が挙げられています。

その下を御覧ください。観点1の（1）及び（2）では全発行者が、観点1の（3）では教育芸術社が、観点1の（4）では全発行者が、観点2の（1）では教育芸術社が、観点2の（2）では全発行者が、観点2の（3）及び（4）では教育出版が、観点2の（5）及び（6）では教育芸術社が、観点2の（7）では

全発行者が、最後に観点3では教育芸術社がより適切であると答申されています。

以上が音楽（一般）でございます。よろしくお願いいたします。

岡田教育長

所管課からの説明が終わりました。各委員からの御意見がございましたらお願いいたします。

今田委員

では、よろしいですか。

岡田教育長

今田委員。

今田委員

専門家の西川委員より先に発言させていただいて恐縮ですけれども、改めて音楽というのは、今回は2者しかありませんから、比較的丁寧に見られるという中で、豊かな情操を養う科目であるということを実際にしみじみと感じました。歌の前にどのような気持ちで歌うのかということも優しく表現してあるというのは、随分わかりやすいと、そういうのが良いと思いました。一方で今度は平成30年から道徳教育というようなことがいろいろ言われていますけれども、その心の落ち着きを身に付けるためにも、音楽の大切さというか、それを改めて実感させられるというか、そんな気持ちを教育委員の1人として感じました。いずれにしても、楽しく学べる、わかりやすく丁寧に、そして少しやはり格調高いものが良いのではないかと思います。以上です。

岡田教育長

ほかに。はい、西川委員。

西川委員

今田委員から今お話がありましたが、美術もそうなのですけれども、音楽は非常に限られた時間の中で、いかに効率的にやるかという、非常に難しい課題があります。その前提のもとに、今道徳の話もありました。それから、いろいろなことを含めた部分があるのですが、この教科は非常に面白い、そういう面では広がりがあるかと私は感じております。

最終目標は、生涯にわたって豊かな心情を養う、豊かな心を養うというところにいくと思うのですが、横浜市では、音楽科でただ曲を教え込むのではなくて、学習の主題による授業展開がされているという特徴がございます。どういうことかといいますと、学習の主題とは、学習のねらい、そして活動内容をわかりやすく、本当に簡潔な文で表してあります。そして、それは生徒にとっても目標であり、活動を見通すところになっているのですが、一方、教師にとっても指導の指針となる、非常にわかりやすいものなのですね。それで、それにふさわしい教材は何かというところで、中心教材、参考教材、いろいろと持ってきて、その目的に、学習の主題に合うような指導をしてまいります。

そして、主題を設定するに当たりましては、表現と観賞の領域があるのですけれども、音楽のよさや美しさに感動したり、楽しんで体験することができるような内容が良いかと思っております。

それから、先ほども言いましたように、最終目標は音楽のいろいろな活動を通して、本当は教科書ではなくて、本物との出会いをすれば一番早いのですけれども、そういうわけにもなかなかいきませんので、そういうところを通して、一生音楽を愛好する心情、そして豊かな心情を養うことを目的としているような教科書を選択したいと思っております。以上です。

岡田教育長

ほかに何かございますでしょうか。

では、私、岡田から一言。去年小学校の音楽の教科書を選ぶときに、実は私たちの間では大議論になりました。それは、1つには答申で細かく見ていただいたにもかかわらず、そこがとても議論になりました。何かと言いますと、1つは音楽の音を大事にしよう、もう一つは個別支援学級の子も一緒に学ぶ機会が非常に多い教科であることを前提にもう一度考えたら、丁寧に見てくれたこの答申で良いのだろうかということで、私たちは考えて、考えて選択をいたしました。そういう意味で、今回私は横浜型の小中一貫教育の中で、小学校から中学校、9年間を柱に考えた音楽教育をしっかりと見ていく必要があると思っております、そういう視点で教科書の選定をしたいと思えます。

ほかには何かございますでしょうか。

それでは、ほかに御意見等がないようでしたら、次に、「音楽（器楽合奏）」の説明をお願いいたします。

直井指導主事
室長

指導主事室長の直井でございます。

続きまして、器楽のインデックスがついておりますところを御覧ください。音楽（器楽合奏）でございますが、教育出版と教育芸術社の2者です。

音楽（器楽合奏）に関する生徒の学習実態では、「和楽器の取扱いについては、多様な楽器について取組に成果が見られること。楽譜等を見て歌ったり、楽器の演奏をしたりする力がある程度身につけていること。「また、育成を図りたい点として、「リコーダー等の器楽では、基礎的な技能はおおむね身につけているので、自らアンサンブルに取り組み、さらに音楽的な高まりのある演奏を目指すこと」が挙げられています。

その下を御覧ください。観点1の（1）及び（2）、（3）、（4）では全発行者が、続いて観点2の（1）及び（2）では教育芸術社が、観点2の（3）及び（4）では全発行者が、観点2の（5）では教育芸術社が、観点2の（6）及び（7）では全発行者が、最後に観点3では教育芸術社がより適切であると答申されています。

以上が音楽（器楽合奏）の答申でございます。よろしく願いいたします。

岡田教育長

器楽合奏の所管課からの説明が終わりました。各委員からの御意見等がございましたらお願いいたします。

西川委員

先ほどお話ししましたように、横浜市の音楽のところでは学習の主題、器楽もそうなのですが、大きな特徴の1つとして、器楽では全校がリコーダーを使っております。なぜ使っているかという、非常に簡単に操作ができ、そして生徒の表現がしやすいものであると。例えば、生徒の体力に合わせても吹きやすい、演奏しやすいということで、リコーダーを使用しております。例えば、息の量とか圧力とか、スピードの変化とか、タンギングとか、それによって曲想の変化ができるというよさもあります。リコーダーについての丁寧な記載があったり、発達段階を追った適切な教材の配列がなされていると良いと考えております。

また、先ほどから出ておりますが、コミュニケーションをとるための、道徳的なことも入るのですが、小グループで子供たちが自主的に、主体的に協働しながら音楽をつくり上げるという視点も、とても大事なことで考えております。そこで、自分たちで、グループの中で考えたり、そしてお互いに持ち寄ったものを判断して、最終的に表現するというような演奏活動につきましては、今子供たち

に最も求められている能力を伸長していくことにつながるのではないかと考えております。

また、先ほども出ましたけれども、横浜の歴史、それから我が国の伝統文化も大事なのですが、日本の音楽のみならず、世界各国の音楽や器楽の演奏法がバランスよく取り上げられているのが良いかと、大切にしたいと考えております。以上です。

岡田教育長

ほかに御意見はございますでしょうか。よろしいですか。
ほかに御意見等がなければ、次に、「美術」の説明をお願いします。

直井指導主事
室長

指導主事室長の直井でございます。

美術のインデックスがついております1ページを御覧ください。美術の答申でございます。美術は、開隆堂出版、光村図書出版、日本文教出版の3者です。

美術に関する生徒の学習実態では、「表現や観賞に関する知識や技能はある程度定着していること。材料や用具の特性を生かして豊かに発想や構想をしたり、見通しを持って表現する生徒が多く見られるが、感じ取ったこと、考えたこと等をもとに主題を生み出す力が十分でない生徒がいること。「また、育成を図りたい点として、「地域や美術館とのかかわりや自分たちの表現活動を通して社会に生きる人々とコミュニケーションを図ることを実感し、豊かな生活を生み出すことができること」が挙げられています。

2ページを御覧ください。観点1の(1)及び(2)、(3)では全発行者が、観点1の(4)では日本文教出版が、続いて観点2の(1)では全発行者が、観点2の(2)では日本文教出版が、観点2の(3)では開隆堂出版、光村図書出版が、観点2の(4)では日本文教出版が、観点2の(5)では全発行者が、観点2の(6)では開隆堂出版、日本文教出版が、観点2の(7)では全発行者が、観点2の(8)では光村図書出版が、最後に観点3では全発行者が適切であると答申されています。

以上が美術の答申でございます。よろしくお願いいいたします。

岡田教育長

所管課からの説明が終わりました。各委員からの御意見等がございましたらお願いいいたします。

西川委員

音楽と内容的に同じだと思うのですが、非常に時間数が限られている中での設定なので、非常に難しいところがあるのですが、こちらのほうは美術文化の理解を深めて、豊かな情操を養うという大きな目標がございまして、まず、学習のねらいが、見通しを持って表現活動ができたり、振り返りをしっかりできることが重要であると私は思っております。

そこで、入口として、美術の入口となる観賞の活動についてですが、本当は本ではなくて、本物との出会い、観賞することが感動を味わったりすることではないかと思っておりますけれども、残念ながら本の中では様々な取組ができるような仕掛けや、そして活動場面の紹介があると、生徒が自分で、例えば「横浜美術館に行ってみようかな」、「本物に会ってみたいな」というような、そういう仕掛けがあるものが良いかと思っております。

また、課題解決学習的な学習に取り組みやすい教科書であることがとても大事だと思っております。よろしくお願いい申し上げます。以上です。

岡田教育長

ほかに何かございますでしょうか。はい、坂本委員。

坂本委員	<p>今、西川委員は非常に正攻法で評価をされたのですが、私はビジネスを長いことやっていた観点から、こういう神聖な教育の場にはふさわしくない、はしたないことを最初に質問したいと思います。美術の場合はもちろん西川委員がおっしゃったことは本当にそのとおりですし、ここに書いてある観点も大事だと思うのですけれども、美術の教科書は、そんなことは何も言わなくても見れば分かるというのがあるのですよね。作品によっては、見てもわかりにくいものもありますが、中学校の教科書だと、見たらどれだけわくわくするか、それから先ほどおっしゃった本物が見たいと思うか、それから、図書館へ行ってみたいと思うか、絵画展へ行ってみたいと思うか、そういう意欲をかき立てる教科書というのは、しばらくこうやって見ていると、理屈を言わなくても分かるのですよね。</p> <p>それで少し変なことを聞くのです。明らかに私はこちらのほうが良いと思うものがもちろんありますけれども、ただ、そういう見てぱっと良いのは、コストが高いのではないかと思うのですね。それで、コストは別として、定価は同じなのではないでしょうか。</p>
直井指導主事 室長	<p>指導主事室長の直井でございます。 教科書の価格につきましては、定価ということで文部科学省が定めております。</p>
坂本委員	それは幾ら以下ということでしょうか。
直井指導主事 室長	はい。教科ごと、種目ごとに定価が定められていますので、その中で各発行者が努力をしてつくっているということだと思います。
坂本委員	わかりました。それはそうなのですけれども、だから、700円以下であれば、すごいコストをかけたところは700円で売りたいと思うし、それほどコストがかかっていなければ560円で売れるかもしれませんね。そうすると、全地区に普及するときに、ものすごく良いからといって、コストが安いことも大事だと思うのですね。そういう意味で、私は美術を見ますと、もし同じならこれはお買い得だという教科書があるのです。ですが、同じではないと、これで決めてしまったら申し訳ないかという気もするので、大変はしたない質問だとわかっていて、あえてさせていただきます。
直井指導主事 室長	すみません。私の説明で誤解があったかもしれないのですけれども、定価で国が買い上げるということですので、「700円上限で、うちは560円で作っています」というふうに、560円で売ることではないです。
坂本委員	国が買い上げても、それは高ければ税金がかかるのですよ。だから、私が言うのはそういうことで、ものすごくくだらないことを言っているのです。この教科書の中身とは違うことを。少しその仕組みを教えてくださいませんか。
岡田教育長	想定されている各者の定価は出ているのですか。
直井指導主事 室長	うまく説明ができないかもしれないのですけれども、文部科学省で定価の告示がされています。ですので、その金額までで各発行者はつくっていくということになります。採択のあった需要数というのをまとめますので、その値段で国が買

うということで、各自治体にその冊数を送るということになります。

岡田教育長　　そうすると、今この発行者は幾らというふうに明示されているわけではないのですね。

直井指導主事
室長　　この会社は幾らでやるとか、そういうことについては一切出てきません。今、金額については定かではないのですけれども、中学校の美術であれば幾らというふうに決まっていて、例えば「1つの発行者が横浜で採択されました」となれば、横浜から神奈川県に需要数を提出し、文部科学省のほうで全国の需要数を集約して、その値段で各発行者から買い上げるということになります。

岡田教育長　　はい、坂本委員。

坂本委員　　要するに、すぐものを売りたいというときは値段をつけて言うのが当然なので、値段はついていないけれどこれを売りたいというのが今出てきているわけですが、出てきた後で値段がわかって、それは多分受注者がどのくらいあるかによってもコストが違ってくるのですよ。例えば10万部あれば安くなりますし、1万部だったら安くなるから、そういうことはあるのですよ。それならそれで、そういう仕組みだとおっしゃっていただければいいですから、今おっしゃっていることは少し経済取引としては分からないので、すみません。

直井指導主事
室長　　直井でございます。
最初に予定価格といえますか、定価が定められています。ですので、売れるか売れないかとか、そういうことについては分からない中でも、最初から値段が決められています。

文部科学省の教科書目録というのがありまして、今皆様のお手元にはないのですけれども、読ませていただきます。今までの説明が間違っていたら申し訳ありません。「はしがき」というところの3番に「目録中、予定定価欄に記載された金額は、書目の届け時における教科書の定価認可基準等を参考として設定された予定額であり、実際に使用される際の定価は、文部科学大臣が当該教科書の使用年度に対応した定価認定基準を定めた後、認可されます。このため、予定定価と実際に使用される際の定価が異なることがあります。」ということです。予定価格が変わるということがあるようです。

岡田教育長　　坂本委員が御質問になった「予定価格でもこの美術の3者には大きな開きがあるのでしょうか」ということだと、いかがでしょうか。

直井指導主事
室長　　予定定価については、3者とも変わりありません。

坂本委員　　わかりました。そうしたら、「これが良いな」と思ったもので決めれば、それで良いわけですね。ビジュアル的によくわかりました。すみません、こんなことで時間を取りまして、ありがとうございました。

岡田教育長　　ほかにはよろしいでしょうか。
ほかに御意見等がなければ、次に、「保健体育」の説明をお願いいたします。

直井指導主事
室長

指導主事室長の直井でございます。

保健体育の答申でございます。保体のインデックスがついておりますところを御覧ください。保健体育につきましては、東京書籍、大日本図書、大修館書店、学研教育みらいの4者です。

保健体育に関する生徒の学習実態では、「健康・安全に関する理解や様々な情報や学習の積み重ねにより豊かになってきていること。運動やスポーツに関する基礎的・基本的な知識についてはおおむね習得していること。単元の見通しやこれまでの振り返りをもとに、生徒自身が学習のねらいを確認・把握し、学習の成果として何がわかり、できるようになったかを生徒自身が把握することに課題があること。」また、育成を図りたい点として、「実生活に汎用することができるよう、社会の変化に応じて必要となる知識や技能、態度の確実な習得」が挙げられています。

2ページを御覧ください。観点1の(1)及び(2)、(3)、(4)では全発行者が、観点2の(1)では東京書籍、学研教育みらいが、観点2の(2)及び(3)では東京書籍、大修館書店、学研教育みらいが、観点2の(4)では大修館書店が、観点2の(5)では東京書籍、学研教育みらいが、観点2の(6)では大修館書店、学研教育みらいが、観点2の(7)では大日本図書、大修館書店、学研教育みらいが、観点2の(8)では全発行者が、最後に観点3では東京書籍、大修館書店、学研教育みらいがより適切であると答申されています。

以上が答申でございます。よろしくお願いいたします。

岡田教育長

所管課からの説明が終わりました。各委員の御意見等がございましたらお願いいたします。

間野委員

間野です。前回の採択のときと大きく異なるのが、2020年にオリンピック・パラリンピックが東京で開催されるということであります。したがって、今回オリンピック・パラリンピックに関する記載はどの教科書も口絵や巻末資料などで取り上げ、充実していると感じました。国際的なスポーツ大会が果たす役割、スポーツの歴史や文化としての意義などが理解できるような内容になっていると思います。その中でも、口絵などのページだけでなく、教員が教える内容としてオリンピック・パラリンピックの果たす役割がきちんと記載してありまして、しっかりと学習できる教科書が良いと思いました。

また、答申の中の保健体育の学習実態を見ますと、最近の生徒たちはICT機器の広がりからインターネットなどを利用して情報を収集する能力が身につけてきている、これは健康づくり、あるいは保健、スポーツに関してもデジタル化ということが進んできております。こういった視点で比較してみますと、教科書だけで学習するのではなくて、インターネットなどで関連する資料を調べるなど、情報活用能力や情報モラルの育成が図られる、そういう工夫がある教科書が重要だと考えました。

以上です。

岡田教育長

ありがとうございます。ほかに何かございますか。

坂本委員

今、間野委員のおっしゃったことは全面的に賛成です。そのほかの観点で、それも満たしつつの話なのですが、私は今、保健ということがとても重要になっていると思うのです。それはいろいろな人間の身体、生活の習慣に、刻々といろいろな危険が忍び寄ってきている、昔は大人しかなかったことが子供にま

で及んでいるということで、早く子供に防備体制、自己防衛をする必要があるということで、私は大変に保健を充実してほしいと思います。おっしゃったように、体育もとても大事なのですが、体育はまだ実技とか、それから世の中の保健熱よりははるかに体育熱のほうがフィーバー、高いですから、一般的にストックする可能性があるのですね。

ところが、保健というのはこのごろ親も余り教えないし、教えるところがないのですよね。兄弟も余りいませんし。ですから、そういう意味で、私は保健がしっかりあの年齢で分かるということが、将来のスポーツにも大変関係があるのではないかと思います。例えば、熱中症が分かるということが良いスポーツマンになることだと思います。そういう観点から見ますと、どの教科書もかなり、特に答申の評価が良い教科書はどちらもよく書いてあるのです。ただ、ページ数が違うのですね。かなりページ数が違います。今度は、私は先ほどと違って「ページ数の多いほうは高いですか」などというばかなことは聞きませんが、ただページ数が多いければ、先ほど西川委員が何度もおっしゃっているように、こういう科目というのは時間数がないのですよね。そうすると、欲張るとかえって虻蜂取らずで教えきれないという可能性もあるので、ページ数が少ないほうが良いのかとも思います。ページ数が少なくても、体育と保健の割合はほぼ同じですし、書いてある項目はほぼ同じなんです。目次を見ても、みんな同じことが書いてあります。

ただ、今、保健の知識がどんどん必要になってくるのに、ものすごく欠けていますから、仮に全部生徒に教えられなくても、教える必要が強くなった、そのときときによっていろいろな問題がありますよね。そのときに、選択してでも良いから教えられるように、裾野が広い教科書、言ってみれば少し分厚い教科書のほうが、自由度があつて私は良いのではないかと思います。それから、先生も必ずしもそういう日常的事にどのくらい知識があるか。学校で勉強してきて知識があると思うのですが、そういう意味で、保健についてなるべく多めに、丁寧に書いてある、そういうものがやはり学校にきちんと教科書としてあるということは必要ではないかと考えました。

以上です。

岡田教育長

どうぞ、西川委員。

西川委員

今、保健のお話が出ましたけれども、私も非常に保健の授業というのは、とても人間として大切なものだと思っております。どの教科も大事なのですが、人として生きるための基礎となるものがたくさん入っているのではないかと思います。

現状を申し上げます。小学校の3年生から保健という授業が入りますよね。中学校になると、中学の1年、2年、3年は保健体育というくくりで授業が行われるのですね。高校の1年生、2年生は「保健が1時間、体育が」というふうに分けて、保健は必ず小学校3年生から高2まで、保健というのはずっとつながっているわけです。この意味は、今お話がございましたように、それぞれの成長に合わせてここはやらなければいけないということが必ずあると思うのですね。そういう指導をするために、継続して必ずとりなさいというものが保健なのですね。中学の場合には、指導要領の中では3学年で48時間というくくりがあるので、横浜版学習指導要領の中では、保健は1年生では12時間とりましょう、それから2年生では16時間、3年生では20時間、合わせて48時間にしてとりましょうという形になっております。これは本当に継続して、その中の中学1年

生、この中の中学3年生なのだということをしっかりと認識していかないと、良い子供の成長が見られないのではないかと私は考えております。

岡田教育長

ほかにございますでしょうか。

私から1つ、間野先生に教えていただきたいことがありまして、御質問させていただくのですが、実は今回の4社の中で1社、人体に関するイラストが非常に専門的で、リアリティーの高いものを多く掲載しておりました。実はY校のスポーツマネジメント科にまいますと、これが非常に大きくクローズアップして学習室に貼ってありまして、それが英文のものも貼ってあります。こうした人体のリアリティーさというのは、専門的だと思う一方で、中学生でもしっかりと理解しておかないと、保健体育の意味では必要なかどうかということが、とても専門的なような気がしたものですから、中学生にとっても必要なかどうかを教えてくださいたいのです。

間野委員

保健体育といいましても、要は私たちの体と心について学ぶ学問であります。心は形がないのでいろいろな学び方がありますが、体に関してはみんなそれぞれ部位や骨格や構造とか、臓器も含めて等しいので、それがきちんとどんなものであるかということは、なるべく早くから詳しく知っておくということは、自分の保健や体育を考える上では、基礎知識としてとても大事だと思います。

また、最近は様々なスポーツ障害、それ以外の場面でもけがなどがありますので、自分の骨格、あるいは関節も含めて、あるいは内臓も含めて、人の体がどうできているのか、これは理科でも並行してやるわけですがけれども、改めて保健でもそういったことが学べるようになってきているということは、重要ではないかと思えます。

岡田教育長

ありがとうございます。ほかに関御質問、御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

実は、開始してからかなりの時間がたっておりまして、長丁場になりましたけれども、このまま区切りの良いところまで続けるか、ここでちょっと休憩を挟むか、今どうしようかなと悩んでいるところなのですが、皆様、体力は大丈夫でしょうか。

坂本委員

休憩したほうが頭がすっきりします。

岡田教育長

今、坂本委員から休憩したほうが頭がすっきりするというお話もありましたので、それでは10分間休憩をいたしまして、4時から再開ということにさせていただきたいと思えます。記者の方、傍聴の方、職員が皆様のお顔を覚えさせていただきまして、もう一度御入場いただけるようにしますので、どうか指示に従ってください。お願い申し上げます。

それでは4時まで休憩といたします。

[休憩開始時刻：午後3時45分]

<休 憩>

[会議再開時刻：午後3時55分]

岡田教育長

それでは、お時間になりましたので再開したいと思います。事務方、大丈夫ですか。

それでは、再開いたします。次に「技術・家庭（技術分野）」の説明をお願いします。

直井指導主事
室長

指導主事室長の直井でございます。

技術のインデックスがついております1ページのところをお開けください。技術・家庭（技術分野）は、東京書籍、教育図書、開隆堂出版の3者です。

技術に関する生徒の学習実態では、「材料の特性や製品を丈夫な構造にする方法は知識として習得しているが、実際に製作する題材にその知識を生かすことについて課題があること。コンピューターの起動やマウス、キーボード等の基本操作に関する知識は小学校から習得しているものの、入力、出力、制御、データ保存等のコンピューターに関する科学的な理解には課題があること。」また、育成を図りたい点として、「生活の場面でのトラブル等を想定した問題解決的な学習に主体的に取り組み、エネルギー変換を利用した制作品の設計・製作において、目的の動きや動作をしない場合の原因を生徒自らが考えて解決する能力」等が挙げられています。

2ページを御覧ください。観点1の（1）及び（2）、（3）では全発行者が、観点1の（4）では東京書籍、開隆堂出版が、続いて観点2の（1）では東京書籍が、観点2の（2）では東京書籍、開隆堂出版が、観点2の（3）では東京書籍が、観点2の（4）及び（5）では全発行者が、観点2の（6）では東京書籍、開隆堂出版が、観点2の（7）では全発行者が、観点2の（8）では東京書籍、開隆堂出版が、最後に観点3では全発行者が適切であると答申されています。

以上が技術・家庭（技術分野）の答申でございます。よろしくお願いいたします。

岡田教育長

説明が終わりました。各委員の皆様から御意見等がございましたらお願いいたします。

長島委員

技術は生活の中に息づく教科として、それぞれ工夫がされた作りになっています。職業やものづくりなどへの興味・関心を引き立て、成り立ちや仕組みに触れ、考え、行動できるための基礎・基本を学ぶことが大切です。授業時間数の関係や学習環境の違いにより、全ての単元を経験や学習できない状況下において、教える側の選択の余地が広いこと、視覚的に学ぶことができることなどが選定の観点になると思います。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかにも御意見等がなければ、次に、「技術・家庭（家庭分野）」の説明をお願いします。

直井指導主事
室長

指導主事室長の直井でございます。

続きまして、家庭のインデックスがついております1ページをお開きください。技術・家庭（家庭分野）につきましては、東京書籍、教育図書、開隆堂出版の3者でございます。

家庭に関する生徒の学習実態では、「小学校での基礎的な知識・技術の定着を重視した学習を踏まえ、さらに実践的・体験的学習を通しての技能の定着を目指しているが、家庭実践の時間も少なく、全体的に定着状況には課題が見られること。家庭実践の経験が少ない実態から、学習したことを家庭で生かして知識や技

術を定着させることが十分でなく、生活の中から課題を見つけ、よりよく生きるために、主体的に問題解決を図ることを日常的に行っている生徒が少ないこと。」また、育成を図りたい点として、「学習したことを衣食住等の生活に生かし、継続的に実践を行うことで、知識・技能の定着や進化・発展をさせたり、生活の価値に気づかせたり、生活の自立や将来の生活への展望を持たせたりすること」が挙げられています。

2 ページを御覧ください。観点別・項目別の答申でございます。観点1の(1)及び(2)、(3)では全発行者が、観点1の(4)では東京書籍、開隆堂出版が、続いて観点2の(1)及び(2)では全発行者が、観点2の(3)では東京書籍、開隆堂出版が、観点2の(4)及び(5)では東京書籍が、観点2の(6)及び(7)では東京書籍、開隆堂出版が、観点2の(8)では全発行者が、最後に観点3では全発行者が適切であると答申されています。

以上が技術・家庭(家庭分野)の答申でございます。よろしくお願いいたします。

岡田教育長

説明が終わりました。各委員からの御意見等がございましたらお願いいたします。

長島委員

3者それぞれの特徴が異なっています。十分読み込んで経験することで学びが成熟していくであろう教科書や、資料や図解などが豊富で多面的にとらえられるもの、経験から想像する力に発展できるものなど、それぞれの良さがあり、授業を展開していけるかというところでの判断になるのではないかと思います。

現在、横浜市の家庭科、技術もそうなのですが、経験の浅い教員や非常勤の教員が多いという現状があります。授業時間数や学校規模により、技術・家庭として1人の教員が担当しているところもあり、十分な授業研究や準備に時間を割くことが難しい状況にあるのも現実です。そのような状況下において必要なことは、丁寧な説明や図解であったり、生徒自らが読み解いていく力を身につけていける要素が十分である教科書が、今の横浜の子供たちには適正であり、教育現場に必要であると思います。

岡田教育長

ほかには何かございますでしょうか。

それでは、私、岡田から1つ、これは事務方への質問であり、私の意見でもあるのですが、今回の評価を聞いておきますと、各観点において全て評価されて、とても丁寧につくり込まれている発行者がありますが、一方でここまで余りにも書き込み過ぎていることに対して、少し気になります。と言いますのは、家庭科は自立を始める成長段階において実生活との関係で考えることがとても大事だと思いますので、生徒たちが、例えば家庭において議論したり、助言を求めたり、地域の方々に確認したりといったように、実生活を意識して学び合うという視点の検討が今回審議会の中ではどういうふうに議論されたのだろうかということで、多少疑問があります。この点はどうだったのでしょうか。

直井指導主事
室長

指導主事室長の直井でございます。

今御指摘がありました家庭実践の経験の少なさ等につきましては、先ほど私のほうで申し上げさせていただいた生徒の学習実態の中でもあらわれていることであると思います。実生活との関係ということについては、観点2の(6)の問題解決的な、課題解決的なことを自ら進んでやっていくという部分に含まれていると考えていますけれども、審議会の段階では、特段の議論にはなりませんし

た。

岡田教育長

ありがとうございます。丁寧に全て観点どおりチェックを受けて、確かにすばらしいのかもしれないのですが、一方で本当にそれで良いのかという疑問もあったものですから、どういう議論がされたのかということで伺いました。観点の中に入っているということではありましたけれども、やはり家庭科という教科で考えて、少し観点の中での議論の仕方も工夫があってもよかったのではないかと思います。これは私の感想で申し訳ありません。もし長島委員、何かありましたらよろしくお願いします。

長島委員

今の社会の環境下というか、子供たちの生きている世界が核家族化であったりとか、集合住宅に住む子供たちが多いという状況が多い中で、やはり最低限度の、特に家庭科はモラル、道徳的要素もものすごく強いと思うのですね。そういう中で、基礎・基本を言い伝えながら、自然に習得してきたものが、やはりそういうことが難しくなっている、教える者も、先ほど申し上げたように、若い教職員が増えている中、正規職員がどうしても多く採れない中で、ある程度の知識・基本を同じように公教育の中で学んでもらおう、習得してもらおうというところであれば、ある程度の記述は必要なのかと、それ以上のものを求めるのは、自身の、それこそ先ほどから出ている数学の中であったり、理科の中であったり、国語の中である様々な連携から自分の豊かな力を生み出すように、その1つの基本としておくものなのかと考えます。

岡田教育長

そうしますと、今の状況を見ると、丁寧過ぎるぐらいに書いてあったほうが良いということになるのでしょうか。しつこくてごめんなさい。

長島委員

いえ。本当に3社違うのですね。こんなにはっきり申し上げていいのか分からないのですが、自分であれば「想像力を持って、自分の力で教えよう」と思える教科書と、子供が十分な時間数を取れない中でも宿題になって、例えば縫い物なども随分宿題にさせられるようなこともあると思うのです。そういう中で、その図柄を見ながら自分で習得するためには、やはり基礎・基本の成り立ちがある程度ないと、要するに授業力、教える者の力が試される教科書の選定であると思うのですね。答えになっているかわかりませんが。

岡田教育長

いいえ、ありがとうございます。その点も参考に選ばせていただきたいと思います。ありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。

ほかに御意見等がなければ、次に、「英語」の説明をお願いします。

直井指導主事
室長

指導主事室長の直井でございます。

続いて、外国語（英語）についてでございます。英語のインデックスがついております1ページをお開きください。外国語（英語）の答申でございます。東京書籍、開隆堂出版、学校図書、三省堂、教育出版、光村図書出版、の6者でございます。

英語に関する生徒の学習実態では、「言語についての基礎的・基本的な知識についてはおおむね理解していること。小学校の外国語活動において、音声を中心とした英語によるコミュニケーション活動に十分に慣れ親しんでくることから、中学校入学の段階で臆することなくAETや英語教員の話す自然な英語に耳を傾

け、応答しようとする態度が身につけていること。」また、育成を図りたい点として、「聞いたり読んだりしたことを通じて得た知識等を自らの体験や意見等と結びつけながら話したり書いたりすることを通じて発信する学習を積み重ねることで、英語を使用して互いの考えや気持ちを伝え合うことができる力を育成すること」が挙げられています。

2ページを御覧ください。観点1の(1)及び(2)、(3)、(4)では全発行者が、続いて観点2の(1)では東京書籍、開隆堂出版、三省堂、光村図書出版が、観点2の(2)では全発行者が、観点2の(3)では東京書籍、開隆堂出版、三省堂、教育出版、光村図書出版が、観点2の(4)では全発行者が、観点2の(5)では東京書籍、開隆堂出版、教育出版、光村図書出版が、観点2の(6)では開隆堂出版、学校図書、三省堂、教育出版、光村図書出版が、観点2の(7)及び(8)では全発行者が、最後に観点3では全発行者が適切であると答申されています。

以上が答申でございます。よろしくお願いいたします。

岡田教育長

説明が終わりました。各委員からの御意見等がございましたらお願いいたします。

間野委員

グローバル人材の育成においては、英語によるコミュニケーション能力というのは極めて重要で、大きな役割があります。国際共通語の1つである英語の汎用性を生徒に認識させるためには、英語圏だけではなく、アジアなど、幅広い国の人々のコミュニケーションの場面も扱っていて、そして、英語を通していろいろなことに気づいたり、知ったり、自分の考えとともに、日本や横浜のことを述べたりする機会を多く設定している、そういう教科書が良いと思います。とりわけ、世界で活躍する日本人の話題や、日本と世界の食や行事といった文化の比較など、生徒が日本と世界とのつながりを感じながら、誇りを持って自分のことを英語で語れる、そういうコミュニケーション能力を身に付けるかどうかといった点を重視しました。

また、中学3年間を通して、英語の何を覚えたかではなくて、英語で何ができるようになるかを目標として明示してあって、教師と生徒がその到達度を相互に確認しながら学習を進めていかれるような工夫も大事ではないかと思います。そのような意味では、生徒が自分で、英語のできるようになったこと、これは確認しやすいという視点で見比べてみました。

以上です。

岡田教育長

ほかにございますでしょうか。

坂本委員

英語の教科書はどれもどうやって英語に親しませるかという配慮が大変良くできていますし、それからもちろん英語ですから、世界のことも随分情報に入れていきますし、それから未来のこと、例えばロボットなんかも1つの教材にしていますし、そういう配慮がすごくできていることは、どの教科書も共通していると思います。それから、1つのアイデアとしては3年間一貫したストーリーで英語を教えていくというやり方や、それから英語落語を入れてみたり、いろいろなアイデアがあります。それから、今、間野委員がおっしゃいましたが、英語を学んで何ができるようになったか、そういうような、非常に心を砕いたアイデアを盛り込んであるのは事実でございます。ですから、私はどの教科書にしようかというのは、ものすごく迷うのですね。迷うのですが、私は決めなければいけないの

で、3点ほど考えました。それは考えたというか、3点の重点を教科書の中に見出しました。

1つは、まず英語を学んだときに、全員が全員海外に行くわけではないのですね。日本にいながら英語を学んで、それこそ何ができるかといったら、むしろ海外から来た方に、道で聞かれたときにどれだけホスピタリティーがあるか。オリンピックもそうです。それから、今の海外からの日本への観光客は、どこへ行っているかといったら、圧倒的に日本の伝統的な場所ですよね。浅草、浅草寺、その他。こういうことを考えますと、英語を学ぶということは、自分の国を愛すること、好きになること、先ほど今田委員がほかのところでおっしゃいましたけれども。そして、伝統文化。日本でさえも忘れかけているものの、日本のルーツみたいなものにきちんと愛着を持つこと。それが私は英語の勉強の非常に基礎になりますし、英語を学んだ結果としてそれが花開くと思うのですね、いろいろなそういうことを教えてあげることが、とても外国人にとってはうれしいので。という意味で、教科書の中に伝統文化をきちんと入れ込んでいる教科書がありまして、1つではないですが、こういう配慮こそこれからの英語の勉強に必要なだと、これが第1点です。

それから、2点目につきましては、どこも身近な教材、例えば身近な生活のことを入れながら教えているのですけれども、私が一番大切だと思いますのは、今は私たちの頃と違って中学で初めて英語をやるわけではなく、小学校から幾分やっています。やっていますけれども、それは言ってみれば片言に近い日常のを中心をやっていると思いますので、中学に入った小学校の子にどれだけ今まで楽しく、そんなに難しく学科と思わないでやってきた英語を学科として導き入れるかと、これが私は英語教育の一番大事なところだと思うのです。そういう意味で、私は1年生の教科書にどれだけ入りやすい、身近な、そういう話題を提供しながら英語の世界に導き入れているか、これは教科書によってかなり差があります。それを2点目に重視しました。

それから、3点目はやはり英語を使って何が良いかという、別に行かなくても外国のものを読めるとか、外国の映画を今、日本にいて何でも見られるわけですから、そういうことで世界とどこでもつながれる、インターネットも英語です。ですから、そういう意味で、世界とつなげるという意味で、英語の勉強ではありますけれども、世界のいろいろなことが写真やイラストでたくさん盛り込まれていると、やはり見ていて「こういうところへ行ってコミュニケーションしたいな」とか、「こういうところへ自由に行けるようになったら良いな」と、夢がわくと思うのです。そういう意味で、私は教科書の中にどれだけきれいで、魅惑的で、わくわくするようなイラスト・写真があるかと、それを3点目の観点として見させていただきました。

以上です。ありがとうございました。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

特に御意見等がなければ、以上で全ての教科の説明及び意見交換を終了といたします。

これにより採決に入りたいと思います。採決の方法につきましては、教育委員会会議規則第27条に基づき、挙手、記名投票及び無記名投票による方法がありますが、いかがいたしましょうか。

間野委員

平成26年度の小学校用教科書採択と同様に、無記名投票が良いのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

岡田教育長	ほかには。
長島委員	私もそれで良いと思います。
岡田教育長	ほかの御意見はございますでしょうか。 ただいま両委員より、無記名投票が良いのではないかと御意見がございましたが、皆様いかがでしょうか。御異議ございませんか。
各委員	＜了 承＞
岡田教育長	それでは、御異議がなければ、今回の中学校用教科書の採択は、無記名投票による採決といたします。 投票結果の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。
古橋総務課長	総務課長の古橋でございます。御説明いたします。 今回の中学校用教科書については、複数の教科書の中から採択をしていきますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条の第4項の規定に基づき、過半数、つまり4票以上得票したものを採択することといたします。また、得票数が3票で同数の場合は、同法第14条第4項及び、教育委員会会議規則第29条で「可否同数の場合は、教育長がこれを決する」との規定になっておりますので、教育長に決定していただくこととなります。 なお、文部科学省の見解を受けて、過半数に達するものがなく、3票で同数にもならず、上位2者が明らかな場合には、上位2者を対象とした再投票を行います。これら以外の場合には、再度議論を行い、再投票をしていただければと思います。 以上でございます。
岡田教育長	ただいま事務局から説明がありましたが、過半数を得票した場合には、その教科書を採択し、得票数が同数の場合には、会議規則第29条に基づき、私が決定することとなります。過半数に達するものがなく、3票で同数にもならない場合は、上位2者の再投票とします。これら以外の場合には再度議論を行った上での再投票を行うことでよろしいでしょうか。
各委員	＜了 承＞
岡田教育長	それでは、そのようにいたします。投票用紙の配付ほか、進行については事務局をお願いします。
古橋総務課長	総務課長の古橋でございます。 それでは、投票に関する進行について事務局で進めさせていただきます。 これから委員の皆様は教科・種目ごとに投票用紙を配付いたします。各種目について採択すべきと思う発行者に丸をお付けください。複数の発行者に丸をされると、無効となりますので御注意ください。書き損じをされた場合は、はっきりと分かるように消していただき、新たに丸をお付けください。記入が終わりましたら、事務局が投票箱を持って席を回りますので、投票用紙をお入れください。 以上でございます。御質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、御質問等がなければ、投票は1教科・種目ごとに行ってまいります。

まず、「国語」の投票用紙をお配りいたします。

<投票用紙の配付>

古橋総務課長

投票用紙の配付漏れはございませんでしょうか。皆様のお手元にございますでしょうか。それでは、記入をお願いいたします。

記入はお済みでしょうか。それでは、投票を行います。投票箱についての確認をお願いします。

よろしいでしょうか。それでは、事務局が投票箱を持って回りますので、中に投票用紙をお入れください。

<投 票>

古橋総務課長

それでは、続きまして「書写」の投票用紙を配付いたします。

<投票用紙の配付>

古橋総務課長

投票用紙のほうはよろしいですか。それでは、御記入をお願いいたします。御記入はお済みでしょうか。それでは、投票をお願いいたします。記載されているほうを内側にして、二つ折りで投票をお願いいたします。

<投 票>

古橋総務課長

続きまして、「社会（地理的分野）」の投票用紙の配付いたします。

<投票用紙の配付>

古橋総務課長

御記入ください。

よろしいでしょうか。それでは、投票をお願いいたします。

<投 票>

古橋総務課長

続きまして、「社会（歴史的分野）」の投票用紙を配付いたします。

<投票用紙の配付>

古橋総務課長

御記入をお願いします。

よろしいでしょうか。それでは、投票をお願いします。

<投 票>

古橋総務課長

続きまして、「社会（公民的分野）」の投票用紙投票用紙を配付いたします。

<投票用紙の配付>

古橋総務課長 御記入はよろしいでしょうか。それでは、投票をお願いいたします。

＜投 票＞

古橋総務課長 続きまして、「地図」の投票用紙を配付いたします。

＜投票用紙の配付＞

古橋総務課長 御記入はよろしいですか。では、投票をお願いいたします。

＜投 票＞

古橋総務課長 続きまして、「数学」を配付いたします。

＜投票用紙の配付＞

古橋総務課長 よろしいですか。投票をお願いします。

＜投 票＞

古橋総務課長 続きまして、「理科」の投票用紙を配付いたします。

＜投票用紙の配付＞

古橋総務課長 よろしいでしょうか。それでは、投票をお願いします。

＜投 票＞

古橋総務課長 続きまして、「音楽（一般）」の投票用紙を配付いたします。

＜投票用紙の配付＞

古橋総務課長 それでは、御記入をお願いいたします。
御記入はお済みでしょうか。それでは、投票をお願いいたします。

＜投 票＞

古橋総務課長 続きまして、「音楽（器楽合奏）」の投票用紙を配付いたします。

＜投票用紙の配付＞

古橋総務課長 投票をお願いします。

＜投 票＞

古橋総務課長 続きまして、「美術」の投票用紙を配付いたします。

<投票用紙の配付>

古橋総務課長 よろしいですか。投票をお願いします。

<投 票>

古橋総務課長 続きまして、「保健体育」の投票用紙を配付いたします。

<投票用紙の配付>

古橋総務課長 よろしいですか。では、投票をお願いします。

<投 票>

古橋総務課長 続きまして、「技術・家庭（技術分野）」の投票用紙を配付いたします。

<投票用紙の配付>

古橋総務課長 投票をお願いします。

<投 票>

古橋総務課長 続きまして、「技術・家庭（家庭分野）」の投票用紙を配付いたします。

<投票用紙の配付>

古橋総務課長 投票をお願いいたします。

<投 票>

古橋総務課長 最後となります。「英語」の投票用紙を配付いたします。

<投票用紙の配付>

古橋総務課長 投票をお願いします。

<投 票>

古橋総務課長 これで、全ての科目の投票が終了いたしました。集計が終わるまでしばらくお待ちください。

<集 計>

岡田教育長 大変お待たせいたしました。集計結果の報告がありましたので、発表いたします。
国語は、三省堂1票、光村図書出版5票で、光村図書出版とします。
書写は、教育出版6票、よって、教育出版といたします。

社会（地理的分野）は、東京書籍1票、帝国書院5票、よって、帝国書院といたします。

社会（歴史的分野）は、帝国書院3票、育鵬社3票、帝国書院と育鵬社の票数が同数ですので、私から育鵬社といたします。従前のものであること、それから歴史観が大きくとらえられていることなどから判断をいたします。

次、社会（公民的分野）は、東京書籍3票、育鵬社3票、東京書籍と育鵬社の票数が同数ですので、育鵬社といたします。これはグローバル化する現代社会をしっかりとらえ、多面的・多角的にとらえていることを評価いたしました。従前のものも考慮いたしました。

次、地図は、帝国書院6票、よって帝国書院といたします。

数学は、東京書籍5票、大日本図書1票、よって、東京書籍といたします。

理科は、東京書籍2票、新興出版社啓林館4票、よって、新興出版社啓林館といたします。

音楽（一般）は、教育芸術社6票、よって、教育芸術社といたします。

音楽（器楽合奏）は、教育芸術社6票、よって、教育芸術社といたします。

美術は、日本文教出版6票、よって、日本文教出版といたします。

保健体育は、大修館書店3票、学研教育みらい3票、大修館書店と学研教育みらいの票数が同数ですので、従前使い続けております学研教育みらいといたします。

技術・家庭（技術分野）は、東京書籍5票、開隆堂出版1票、よって、東京書籍といたします。

技術・家庭（家庭分野）は、東京書籍6票、よって、東京書籍といたします。

英語は、開隆堂出版3票、光村図書出版3票、開隆堂出版と光村図書出版の票数が同数でした。3年間のストーリー性を高く評価し、光村図書出版といたします。

全ての教科の採決が終了しました。確認のため、事務局から中学校用教科書の採決の結果について、報告をお願いいたします。

坂本委員 質問があります。よろしいですか。

岡田教育長 坂本委員。

坂本委員 今、3、3のものを教育長がお決めになるというのは規則ですから、何ら異議はありません。ただ、そのときに、理由の中に「従前のもの」というのがありますけれども、これは一種の慣習みたいなもので、私はそういうことを承知しておりません。それから、私は前からおられた方に伺いましたけれども、そういうルールは特にないということでしたので、そこを理由に挙げられるのはどうかと思うのですが。

岡田教育長 失礼いたしました。それでは、改めて同数のところについて説明をさせていただきます。

まず、最初に歴史的分野です。ここでは、私は歴史の大きな流れと伝統文化の特色をとらえることができるよう、人物や文化遺産に着目した内容が多い構成であること、それから本文の見開きページごとに学習課題をしっかりとめ、生徒の思考力、判断力、表現力の育成を促す構成になっていることを高く評価いたしました。

次に、公民的分野です。公民的分野は、グローバル化する現代社会の国民の自

覚を育み、多面的・多角的に物事をとらえる力を育むよう工夫された点を高く評価いたしました。

次に、保健体育です。ここでは、私も迷いましたが、保健の重要性というところを考慮し、学研教育みらいといたしました。

最後の英語ですが、ここでは3年間一貫したストーリー展開で、生徒にとって身近な話題、日常生活でよくある場面が取り上げられており、登場人物などに感情移入しながら読みやすく、「自分だったら」という視点で、自然に課題解決を図るためのコミュニケーションが発生するよう工夫されていることを高く評価いたしました。

以上でございます。

坂本委員

ありがとうございました。

古橋総務課長

それでは、採決の結果について、改めて御報告いたします。

国語、光村図書出版。書写、教育出版。社会（地理的分野）、帝国書院。社会（歴史的分野）、育鵬社。社会（公民的分野）、育鵬社。地図、帝国書院。数学、東京書籍。理科、新興出版社啓林館。音楽（一般）、教育芸術社。音楽（器楽合奏）、教育芸術社。美術、日本文教出版。保健体育、学研教育みらい。技術・家庭（技術分野）、東京書籍。技術・家庭（家庭分野）、東京書籍。英語、光村図書出版。以上です。

岡田教育長

ただいま、事務局から採決結果について報告がありましたが、以上のとおり採択してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、「中学校及び中高一貫教育校である南高等学校附属中学校において平成28年度から平成31年度まで使用する教科書」については、そのとおり採択いたします。

「教科書採択」に係る審議資料の関係で、所管課から追加で何かありますか。

長谷川指導部長

指導部長の長谷川でございます。

長時間にわたる御審議、そして採択、本当にありがとうございました。本日の教科書採択に関わる審議資料につきましては、明日の午前10時を目途に市民情報センターに配架をいたします。また、中学校の採択結果につきましては、ホームページでも準備ができ次第公表したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

岡田教育長

それではよろしく願いします。

以上で、教委第15号議案「特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書、高等学校用教科書並びに中学校用教科書の採択について」の審議は終了です。

本日の案件は以上です。そのほか、何か委員の皆様からございますか。

事務局から何か報告事項はありますか。

古橋総務課長

総務課長、古橋でございます。

7月30日に個人の方1名から、8月3日に個人の方1名から、自衛隊演習の見

学に関する要望書等が提出されました。また、7月17日に個人の方3名と2団体から、7月21日に個人の方11名と1団体から、7月22日に1団体から、7月24日に個人の方2名から、7月27日に個人の方1名と1団体から、7月29日に個人の方1名と1団体から、7月30日に1団体から、8月3日に個人の方9名から、8月4日に個人の方1名と1団体から、教科書採択に関する要望書等が提出されました。これらの要望書等につきましては、事務局で対応を調整の上、教育委員会で審議が必要な場合は、次回以降にお諮りしたいと思います。

次回の教育委員会臨時会は、8月21日、金曜日の午前10時から開催する予定ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

岡田教育長

それでは、次回の教育委員会臨時会は、8月21日金曜日の午前10時から開会の予定です。別途、通知しますので御確認ください。

これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。傍聴の方、記者の方は御退席をお願いいたします。また、関係職員以外の方も御退席ください。

なお、教育委員の皆様は連絡事項がございますので、このままお待ちください。

[閉会時刻：午後5時05分]